

協議項目	一部事務組合等の取扱い(その2) 細項目 新居浜・西条地区広域市町村圏事務組合
事務事業名	名称、設立年月、構成市町、根拠法令等、事務所の位置、共同処理事務、議員、理事等 専門部会名 企画部会 分科会名 企画分科会
調整方針	新居浜・西条地区広域市町村圏事務組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に加入するものとする。
具体的項目	現
名 称	新居浜・西条地区広域市町村圏事務組合
設 立 年 月	昭和48年9月
構成市町	新居浜市、西条市、東予市、丹原町、小松町
根 拠 法 令 等	地方自治法第284条 新居浜・西条地区広域市町村圏事務組合規約
事務所の位置	新居浜市一宮町1丁目5番1号 新居浜市役所内
共 同 処 理 事 務	 新居浜・西条地区広域市町村圏計画の策定及び実施のための連絡調整に関する事務 青少年センターの設置及び管理運営に関する事務 別子ハイツ自然学習館の設置及び管理運営に関する事務 地方公務員法第39条に規定する職員の研修に関する事務 (関係市町の任命権者の協議により組合で共同処理することとするものに限る。) 休日、夜間における救急医療体制整備費取扱いに関する事務 休日、夜間における救急医療施設等施設整備費及び設備整備費取扱いに関する事務
議	議員定数 15人 内訳 新居浜市 5人 西条市 3人 東予市 3人 中原町 2人 小松町 2人
理事等	役 職 議長及び副議長 組合長及び副組合長 収 入 役 監 査 委 員
	人数等 各1人 各1人 関係市町の収入役から1人 関係市町の監査委員から1人 組合議員から1人 計2人
	任 期 各組合議員の任期 各市町の長の任期 当該市町の収入役の任期 当該市町の監査委員の任期 組合議員の任期

協議項目	一部事務組合等の取扱い(その2)			細 項 目	新居浜・西条地区広域市	町村圏事務組合	
事務事業名	職員数、決算、公有財産、基金			専門部会名	企画部会	分 科 会 名	企画分科会
調整方針							
具体的項目			現		況		
職員数	新居浜・西条地区広域市町村圏事務組合職 組合事務局の職員 5 名	員定数条例					
決 算	歳入			歳出			,
	項 目 決	算額(円)	構成比率(%)	項目		額 (円)	構成比率(%)
	13 年度	12 年度 増 減	13 年度 12 年度		13 年度 1	2 年度 増 減	13 年度 12 年度
	分担金及び負担金 27,546,945	31,061,369 3,514,424	49.8 54.0	議会	費 972,390	685,270 287,120	2.0 1.4
	使用料及び手数料 1,285,470	1,839,450 553,980	2.3 3.2	総務		3,864,755 1,991,525	31.6 27.9
	県 支 出 金 16,765,000	16,765,000 0		衛 生		5,148,760 0	50.1 50.5
	財 産 収 入 105	105 0		教育		3,125,606 1,902,355	12.4 16.3
	繰 越 金 7,701,039	5,111,062 2,589,977	13.9 8.9	公債		,958,802 0	3.9 3.9
	諸 収 入 2,071,272 計 55,369,831	2,707,246 635,974 57,484,232 2,114,401	3.7 4.7 100.0 100.0	予 備 	費 0 50,159,483 49	0 0 9,783,193 376,290	100.0 100.0
公有財産	土地及び建物						
	区分	所 在 地	土地(m²) 建物(延床	面積: m²)	取得価格(円)		
	別子ハイツ自然学習館	新居浜市立川町 1 番地の 1	3,207	566.5	65,842,000 P成元年増改築含む)		
	新居浜・西条地区青少年センター	西条市氷見乙 608 番地	1,016	505.0	45,730,000		
	吉十		4,223	1,071.5	111,572,000		
基金	土地については新居浜市・西基金の種類 退職手当基金 基金の現在残高 70千円	条市からそれぞれ借地					

 協 議 項 目	一部事務組合等の取扱い(その2)		細項目	周桑病院企業団	
事務事業名	名称、設立年月日、構成市町、根拠法令等、事務所の位置、共同処3	理事務、診療科目、病床数、議員、組合長等、職員数	専門部会名	福祉部会	分 科 会 名 保健分科会
調整方針	周桑病院企業団については、合併の日の前日をも	らって解散し、その事務、財産及び職員につい			<u> </u>
具体的項目		現		況	
名称	周桑病院企業団				
設 立 年 月 日	昭和36年6月1日				
構成市町	東予市・小松町・丹原町				
根 拠 法 令 等	地方自治法第284条、地方公営企業法第39条の2 周桑病院企業団規約	(地方公営企業法の全部適用)			
事務所の位置	愛媛県東予市壬生川131番地				
共同処理事務	地域内の医療サービスを向上させるため、病院事業の	経営に関する事務			
診療科 目	内科、外科、産婦人科、精神科、小児科、脳神経外科 肛門科、神経内科、耳鼻咽喉科、整形外科、麻酔科、				
病 床 数	350床(一般病床 185床、精神科病床 165	床)			
議	議員定数12人 任期 長の場合は、関係団体の長の任期 議長の場合は、その職にある間 議員の場合は、関係団体の議員の任期	内訳 関係団体の長等 3人 関係団体の議長 3人 東予市議会委員 4人 丹原町議会議員 1人 小松町議会議員 1人			
組合長等	企業長 1人(東予市長) 監査委員 2人(丹原町、小松町の議会議員)	任期 (関係団体の長の任期) 任期 2年			
職 員 数 (平成 15 年 4 月 1 日現在)	医師36人 (38人)薬剤師・技師36人 (43人)看護師171人(173人)事務31人 (39人)計274人(293人)()内は定数医師、薬剤師・技師、看護師は、法及び医療基準	に基づき定数が定められている。			

協議項目	一部事務組合等の取扱い(その2)	細 項 目	周桑病院企業団	
事務事業名	財政状況	専門部会名	福祉部会	分 科 会 名 保健分科会
調整方針				
具体的項目	現			
会 計 決 算	病院事業会計決算			
		(単位 : 千円、% 平成 1 3年度 成比 決算額 構成比 93.5 4,423,748 93.5		
	入院収益	93.5 4,423,748 93.5 49.7 2,348,979 49.6 28.3 1,343,343 28.4 9.3 448,141 9.5 0.1 820 0.0 0.2 9,854 0.2 6.4 287,008 6.0 4.3 195,086 4.0 0.1 5,077 0.7 2.0 86,845 1.8 0.1 28,145 0.9 0.0 0 0.0 0.1 15,723 0.0 0.0 1,172 0.0 0.0 1,172 0.0 0.0 1,172 0.0 0.0 1,172 0.0 0.0 1,172 0.0 0.0 1,250 0.2	6 4 5 8 0 2 0 1 1 1 8 5 0 0 0 3 0 0 2	
公 債 費	企業債 (単位: 千円) 項目 平成12年度 平成13年度 企業債現在高 4,168,970 3,996,193 企業債借入高 175,200 0 元利償還額 348,089 367,860 元金 147,926 172,777 利息 200,163 195,083			
債務負担行為	なし			
その他	なし			

協議項目	一部事務組合等の取扱い(その2)			細 項 目	周桑病院企業団		
事務事業名	財産の状況			専門部会名	福祉部会	分 科 会 名	保健分科会
調整方針							
具体的項目		現			況		
土 地 ・ 建 物	〇 土地 24,883.12 ㎡	(平成13年度決算)	〇 建物	19,318.09 r	m゜(延床面積)	(平成13年度決算)	
		(単位: m²、円)		豆 八	77 广王纬	(単位: m [*] 、円)	
	区分 地積(実) 病院の敷地 22,4	<u>測) 取得価格</u> 98.75 271,069,611	病	区 分 完 本 館	延床面積 7,052.38	取得価格 1,908,237,358	
		84.37 71,366,313		完 西館	6,227.03	1,475,963,191	
	20 27 30 70	7.1,000,010		ば (放射線室)	185.50	40,205,456	
				館増築(医局)	0.00	0	
		00.10		<u>ビリ棟</u>	393.10	75,720,495	
	計 24,8	83.12 342,435,924		完別館	4,069.46	704,871,456 2,638,000	
				り 廊 下	297.00	7,954,833	
				度 倉 庫	194.40	5,382,000	
			託	児 所	145.00	24,126,561	
			機	械 室	339.53	44,698,153	
			<u>医</u> 車	<u> </u>	291.50 16.82	28,750,200 1,406,843	
				車置き場	84.09	4,141,366	
						, ,	
				計	19,318.09	4,324,095,912	
物品	機器(固定資産台帳記載物品) (平成1	3年度決算)					
	磁気共鳴イメージング装置他 1,117 品						
	取得価格総計 1,173,	240 千円					
	事両 (平成 1	3年度決算)					
	· ·	126 千円					
過年度損益勘定	 (1 3 年度決算)						
留保資金等		とは、現金支出の伴わない費用で内部に とな	- 四保した姿全ない	る 減価償却费 田	空姿産助空償却毒かり	があるが 一般的にけ 流動姿態	きから流動色信を減じた頞
中 正 具 小 田	2,5/1,431,030 [] 1只面别定田怀只亚	こは、 坑並又山の什りない 負用 てけかけ	に田休りた真正でい	ノ。 / % 岡 良 印 良 日	た 貝 注 刨 た 頃 心 貝 な こ		主がり加到負債を残りに設
負 担 金	(13年度決算)						
	協定分 268,610,000 円 (昭和 54 年度	から病院増改築等に係る費用を関係団	体で負担)				
			J 57,463,000				
			引合 0.21393)				
				11 - a 2 1 2 2 1	11L- 	/ ## []	
		料運営経費及び救急医療に要する経費を		せし、この負担金は、	地万父付柷法に基づ	く、構成団体の地万交付税算入分	である。)
	東予市 137,008,000	丹原町 69,460,000 小松町	J 56,190,000				
	(負担割合 0.52162)	(負担割合 0.26445) (負担割	引合 0.21393)				

周桑病院企業団について

1 設立の経緯

周桑病院が自治体病院として設立された経緯は、昭和10年当時、周桑地区の医師不足対策及び医療機会均等を図るため、地域住民の自己防衛の手段として組合方式での病院事業を開設したものである。その後も「地域住民の健康を守り、地域医療の水準の向上に努める」といった基本姿勢を貫いています。

2 患者数の状況

外来患者数

	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
患者数(年間)	186,931 人	192,216 人	189,913 人	198,598 人	202,792 人
1日平均患者数			778.3人	810.6人	827.7 人

入院患者数

	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
患者数(年間)	120,143 人	117,192 人	117,847 人	114,777人	115,957 人
1日平均患者数			322.0 人	314.5人	317.7人
病床利用率	94.0%	91.7%	92.0%	89.8%	90.8%

病床利用率とは、病床に対してどれだけの患者が利用したかを表し病床の利用度を評価する。 外来、入院患者の内、東予市、丹原町、小松町の住民が全体の約93%を占めている。

3 救急搬送状況について

東予市、丹原町、小松町地区における2次救急医療体制であるが、周桑消防署管内の約80% が公立周桑病院に搬送されている。

周桑消防署の救急搬送状況(平成13年)

総搬送人員	管内、	管外搬送人員	医療機関別搬送人員		
	管内	1,588人	公立周桑病院	1,411 人 (79.6%)	
1,773人		(89.6%)	その他	177人 (9.9%)	
	管外	10E	西条市	61 人	
		185 人 (10.4%)	新居浜市	46 人	
			松山市等	78 人	

4 人口10万人当りの病院一般病床数(県地域保健医療計画より)

平成13年3月31日現在

		17% 1 3 1 3 7 3 1 3 7 3 1						
		病床数						
	病院数	総数	うち一般病床数	人口 10 万人当りに				
		総 奴	フラー放例体数	換算した一般病床数				
周桑地区	4	524	359	638				
西条地区	6	1,330	899	1,545				
新居浜地区	12	2,601	1,798	1,438				
新居浜・西条圏域	22	4,455	3,056	1,276				
愛媛県	157	23,812	18,378	1,230				
全国	9,266	1,647,253	1,264,073	996				

5 経営の状況

現在、地方公営企業法を適用している自治体病院は、全国で1,002病院あり、平成12年度決算資料では、47.5%の病院が赤字経営となっている。このような状況の中公立周桑病院においては、平成7年度から7年連続黒字決算を続けており、平成6年度末に約9億円あった累積欠損金が、平成13年度決算では約2億円に減少している。

損益の状況

		純	損	益		累積欠損金
平成6年度	純損金				93,062,866 円	911,331,966 円
平成7年度	純利益				18,108,617	893,223,349
平成8年度	<i>II</i>				354,528,320	538,695,029
平成9年度	"				72,496,863	466,198,166
平成10年度	"				72,146,209	394,051,957
平成11年度	"				50,146,927	343,905,030
平成12年度	"				127,377,481	216,527,549
平成13年度	"				12,657,494	203,870,055

経営状態を示す比率の全国対比

単位:%

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	全国平均値(平成12年度)
総収支比率	101.1	102.7	100.3	98.5
医業収支比率	99.1	99.2	97.7	91.2
繰入金比率	8.8	10.2	9.3	15.3
職員給与費比率	51.0	50.5	54.3	55.4
累積欠損金比率	8.1	5.0	4.7	36.1

6

公立周桑病院企業団に関する主な法令

地方公営企業法(昭和22年法律第292号)

(この法律の適用を受ける企業の範囲)

- 第2条 この法律は、地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業(これらに附帯する事業を含む。以下「地方公営企業」という。)に適用する。
 - 一 水道事業(簡易水道事業を除く)
 - 二 工業用水道事業
 - 三 軌道事業
 - 四 自動車運送事業
 - 五 鉄道事業
 - 六 電気事業
 - 七 ガス事業
- 2 前項に定める場合を除くほか、次条から第6条まで、第17条から第35条まで、第40条から第41条まで並びに附則第2項及び第3項の規定(以下「財務規定等」という。)は、地方公共 団体の経営する企業のうち病院事業に適用する。
- 3 略

(経営の基本原則)

第3条 地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

(地方公営企業の設置)

第4条 地方公共団体は、地方公営企業の設置及びその経営の基本に関する事項は、条例で定めなければならない。

(管理者の設置)

第7条 地方公営企業を経営する地方公共団体に、地方公営企業の業務を執行させるため、第2条 1項の事業ごとに管理者を置く。ただし、条例で定めるところにより、政令で定める地方公営企業について管理者を置かず、又は2以上の事業を通じて管理者1人を置くことができる。なお、水道事業(簡易水道事業を除く。)及び工業用水道事業を併せて経営する場合又は軌道事業、自動車運送事業及び鉄道事業のうち2以上の事業を併せて経営する場合においては、それぞれ当該併せて経営する事業を通じて管理者1人を置くことを常例とするものとする。

(管理者の選任及び身分取扱い)

第7条の2 管理者は、地方公営企業の経営に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が任命する。

2~11 略

(組織に関する特例)

- 第39条の2 地方公営企業の経営に関する事務を共同処理する一部事務組合(これを企業団という。)の管理者の名称は、企業長とする。
- 2 企業団には、第7条の規定にかかわらず、同条の管理者を置かず、当該管理者の権限は、企業長が行なう。

3~9 略

地方自治法(昭和22年法律第67号)

(組合の種類及び設置)

- 第284条 地方公共団体の組合は、一部事務組合、広域連合、全部事務組合及び役場事務組合と する。
- 2 普通地方公共団体及び特別区は、第6項の場合を除くほか、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。この場合において、一部事務組合内の地方公共団体につきその執行機関の権限に属する事項がなくなったときは、その執行機関は、一部事務組合の成立と同時に消滅する。

3~6 略

先 例 地 の 調 整 事 例

[南宇和合併協議会]

病院・診療所業務については、基本的に現行のとおりとし新町に引き継ぐものとする。 (国保一本松病院、国保内海村診療所の事例)

「さぬき市)

大川総合病院組合については、合併の日の前日をもって、当該組合を解散し合併の日にすべて の事務及び財産を新市に引き継ぐ。又、一般職の職員は新市の職員として身分を引き継ぐ。 (合併5町で構成する大川総合病院組合の事例)

[徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会]

当面、現行のとおりとする。

(新南陽市に、新南陽市医療公社が管理運営する新南陽市民病院の事例あり)

〔養父郡合併協議会(兵庫県)〕(八鹿町、養父町、大屋町、関宮町)

合併の日の前日をもって解散する。その事務、職員、財産及び債務についてはすべて新市にに引き継ぐ。

(合併関係市町4町と他の2町で構成する公立八鹿病院組合の事例)

協議項目		細 項 目	西条市小松町共立大保木診療	
事務事業名	名称、設立年月日、構成市町、根拠法令等、事務所の位置、共同処理事務、議員、組合長等、職員数	専門部会名	福祉部会	分 科 会 名 保健分科会
調整方針	西条市小松町共立大保木診療所協議会については、合併の日の前日をもって解散し、その事務、	財産については、	すべて新市に引き継ぐものとす	する。
具体的項目	現		況	
名 称	西条市小松町共立大保木診療所協議会 (施設:西条市小松町共立大保木診療所)			
設立年月日	昭和35年7月30日			
構成市町	西条市、小松町			
根 拠 法 令 等	地方自治法第252条の2 西条市小松町共立大保木診療所協議会規約			
事務所の位置	西条市明屋敷 1 6 4 番地(西条市役所内) 施設:西条市中奥 2 号 2 0 番地の 7			
共同処理事務	施設の維持管理 診療業務委託料の支払 協議会運営事務等			
議	委員定数 5 人 内訳 西条市 3 人 (市議会議員 2 人、生活福祉部長) 小松町 2 人 (町議会議長、社会文教委員長) 任期 4 年			
組合長等	役員 各1人 会長(西条市長) 副会長(小松町長) 会計(西条市収入役) 監査(小松町監査委員) 任期 在職期間中			
職員数	1人(西条市職員兼務)			

協議項目	一部事務組合等の関	 取扱い(その2)			細項目		
事務事業名	財政状況				専門部会名	福祉部会	分 科 会 名 保健分科会
調整方針							
具体的項目			現			況	
会 計 決 算	歳入	1	(単位:円、%)	歳出		(単位:円、	%)
	項目	平成12年度	平成13年度	項目	平成12年原		
	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	決算額構成比	<u>決算額構成比</u>	603、3 左 曲		成比決算額構成	
	<u>分担金及び負担金</u> 諸収入	6,400,000 54.69 7,216 0.06	7,030,000 59.88 894 0.01	総 務 費 一般管理費	7,302,520		1.58 0.45
	繰越金	4,099,150 35.03	3,686,577 31.40	会議費	92,716		1.13
	診療収入	1,195,027 10.21	1,023,123 8.71	医業			8.42
	計	11,701,393 100.00	11,740,594 100.00	医業費	712,296	8.89 627,155 8	3.42
				予備費	2 0	0.00 0 0	0.00
				予備費	0		0.00
				計	8,014,816	100.00 7,446,930 100	0.00
公債費	なし						
	<i>'& U</i>						
債務負担行為	 なし						
	0.0						
その他	 対象地区の人口(H	114.1.1)					
	大保木地区	2 1 5人					
	石鎚地区	7人					
	計	2 2 2 人					
	受診者数調べ						
	平成11年度	16人(延べ153人)					
	平成 1 2 年度	16人(延べ152人)					
	平成13年度	15人(延べ132人)					
	診療内容等						
		!回(月、金) 午後1時~3時	ŧ				
	内科医師 1 名、看 	i護師1名で対応している。					

協議項目	一部事務組合等の取扱い(その2)	細 項 目	西条市小松町共立大保木診療	豪所協議会
事務事業名	財産の状況	専門部会名	福祉部会	分 科 会 名 保健分科会
調整方針				
具体的項目			況	
土 地 · 建 物	土地 595.04㎡(平成13年度決算) 建物 220.9㎡(平成13年度) 診療所敷地 595.04㎡ 譲渡 診療所 旧職員住宅敷地 150.24㎡ 借地 旧職員住宅(管理人住居)	1 1 6 . 2 m²		
物品	物品(財産調書記載物品)(平成13年度決算) ローラーベッドなど89品			
基金金	なし			
そ の 他	なし			

協議項目	一部事務組合等の取扱い(その2)	細 項 目	東予市周桑郡丹原町)	人会山組合								
事務事業名	名称、設置年月日、構成市町、根拠法令等、事務所の位置、共同処理事務、議員、組合長等、職員数、設置の経緯	専門部会名	産業経済部会	分 科 会 名	林業分科会							
調整方針	東予市周桑郡丹原町入会山組合については、合併の日の前日に解散し任意組合に移行する。任意	組合の事務について	は、現行どおり新市に引	き継ぐものとする。								
具体的項目	現		況									
名 称	東予市周桑郡丹原町入会山組合											
設置年月日	明治45年4月8日											
構成市町	東予市、丹原町											
根 拠 法 令 等	地方自治法第284条 東予市周桑郡丹原町入会山組合規約											
事務所の位置	東予市周布349番地の1(東予市役所内)											
共同処理事務	庄内財産区が所有する河之内入会山に関する事務(分収金の配分等)											
議	議員定数 18人 内訳 東予市17人(庄内地区3人、三芳地区2人、吉岡地区4人、楠河地区2人、国安地区4人、壬生川地区2人) 丹原町 1人(徳田地区1人)											
組合長等	組 合 長 1人(東予市長)、副組合長(東予市助役)、収入役(東予市収入役) 監査委員 2人 識見委員1人、組合議員1人											
職 員 数	4人(東予市職員兼務)											
設置の経緯	入会権について 山林は、生活の必要物資が得られることから、昔から生活の宝庫と言われた。藩政時代、山地原野のな許していた。これを入会山と言う。 明治9年、入会山は地租改正により、地元の山地部落が所有権を持つようになった。明治44年財産組入会山組合を作ることとなり、明治45年4月愛媛県知事の認可を受け、組合が誕生した。											

協議項目	一部事務組合等	穿の取扱い(その2)			細項目	東予市周桑郡丹原町	会山組合		
事務事業名						専門部会名	産業経済部会	分 科 会	注 名 林業分	科会
調 整 方 針										
具体的項目					現	 況				
合 計 決 算	歳入					歳出				
				(単	位:円、%)				(単	位:円、%)
	 項 目	平成 12 年	F度	平成 1 3 年	度	項目	平成 12 年	度	平成13年	度
		決算額	構成比	決算額	構成比	4 日	決算額	構成比	決算額	構成比
	財産収入	5,865,332	79.93	279,388	12.30	議会費	645,806	10.18	1,193,280	80.71
	繰入金	1,300,000	17.71	1,000,000	44.04	総務費	5,701,114	89.82	285,114	19.29
	繰 越 金	171,787	2.34	991,076	43.65	予備費	0	0	0	0
	諸収入	877	0.02	203	0.01	計	6,346,920	100.00	1,478,394	100.00
基金の他	37,200,000円 入会権の内容		220/1000	庄内財			山札割合による) 山札			
		河之内住民入会山組合	80/1000 700/1000	大字河 入会山		庄内地區 楠河地區 三芳地區 国安地區 吉岡地區 壬生川地 丹原町和	区 158 札 (楠・) 区 129 札 (三芳 区 389 札 (国安 区 314 札 (上市	可原津)) ・桑村・新市・ ・石延・広岡・ 川・喜多台・円	記成寺・実報寺・ 高田・新町) 安用・安用出作 日海時・大新田)	

協議項目	一部事務組合等の取扱い(その2)	細 項 目	愛媛県町村議会議員公務									
事務事業名	名称、設立年月、構成市町、根拠法令等、事務所の位置、共同処理事務、議会の組織、組合長等、負担金、脱退後の措置	専門部会名	議会事務局部会	分 科 会 名 議会事務局分科会								
調整方針	愛媛県町村議会議員公務災害補償組合については、合併の日の前日をもって脱退するものとする	3.										
具体的項目	現		況									
名 称	愛媛県町村議会議員公務災害補償組合											
設立年月	昭和43年1月											
構成市町	県下全町村(58町村)											
根 拠 法 令 等	地方公務員災害補償法 愛媛県町村議会議員公務災害補償組合規約											
事務所の位置	松山市1番町4丁目1番2 (愛媛県自治会館内)	松山市1番町4丁目1番2 (愛媛県自治会館内)										
共同処理事務	組合町村議会議員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務											
議会の組織	議員定数14人(選挙区(11区)は、各町村の議長の互選で11名、特別区は、各町村の長の互通	選で3名)										
組合長等	組合長 1人、副組合長 1人 監査委員 2人(議員、知識経験者)											
負 担 金	平成13年度負担金(決算) 丹原町 25,600 円 小松町 25,600 円											
脱退後の措置	新市の公務災害認定制度により、新市において事務を行うこととなる。 脱退による精算金はない。											

協議項目	一部事務組合等の取扱い(その2)			細 項 目	愛媛県市町村職員退職手当組合					
事務事業名	名称、設立年月日、構成市町、根拠法令等、事務所の位置、	共同処理事務、議会、組合長等、負担金、	基金残高	専門部会名	総務部会	分 科 会 名 人事分科会				
調整方針	愛媛県市町村職員退職手当組合については、合併	の日の前日をもって脱退するものと	ニする 。							
具体的項目	現	況	具体的項	目	現 況					
名 称	愛媛県市町村職員退職手当組合		加入負担	金根拠:愛媛県	市町村職員退職手当組合条例(平成 [*]	5年1月1日施行)				
				未加入団体	と既加入団体との合併で新市としてカ	『入する場合				
設立年月日	昭和 32 年 7 月 5 日			・未加入団	本の取扱い					
				未加入団	本(西条市)の職員の合併後 10 年間	の平均定年退職者数に過去 5 年間にま	おける定年			
構成市町	川之江市、北条市、伊予市、東予市(西条市は加入し ⁻	てない)県下全町村(58 町村)		退職者の平均	匀退職金を乗じ、2 倍したものを合併	の日に新市で特別負担金として納付 [・]	する			
	42 一部事務組合(道前福祉衛生事務組合、周桑事務組	合、周桑病院企業団、東予市・			上記算式で計算した地	場合の必要額 (試算)				
	丹原町公共下水道事務組合も加入)				西条市分 63	8,041,000円				
根 拠 法 令 等	 地方自治法第 284 条									
	愛媛県市町村職員退職手当組合規約			・既加入団	本の取扱い					
					算は行わない					
事務所の位置	松山市1番町4丁目1番2 (愛媛県自治会館内)									
共同処理事務	組合市町村職員(一部事務組合も含む。)の退職手当に	関する事務		合併後、新	合併後、新市として加入しない場合					
				既加入団	既加入団体が納付した負担金総額から、職員に給付した退職手当と事務員に相当する額を差引					
議。	議員定数 15 人(郡町村会長、組合を組織する市の市長	で構成)		いた額との	差額により、新市において過不足の料	情算をする。(徴収又は還付)				
組合長等	組合長1人、副組合長1人				上記算式で計算した場合の必要	額(H16年10月末試算額)				
	監査委員 2人(議員1人有識者1人)					単位:円				
					東予市	755,766,980				
負 担 金	市町村長等 給料総額の 1,000 分の 339				丹原町	344,310,177				
	上記以外の職員 給料総額の 1,000 分の 150				小松町	250,035,278				
					周桑病院企業団	894,105,216				
基金残高	3,301,969千円(H13年度末)				周桑事務組合	345,688,544				
					東予市・丹原町公共下水道事務約	且合 55,088,254				
					道前福祉衛生事務組合	347,948,543				
					÷⊥	202 740 422				
					計	292,718,122				

協議項目	一部事務組合等の取扱い(その2)	細 項 目	愛媛県消防団員等災害補償	退職報償金組合				
事事務事業名	名称、設立年月日、構成市町、根拠法令等、事務所の位置、共同処理事務、議会の組織、組合長等、その他	専門部会名	総務部会	分科会名消	肖防・防災分科会			
調整方針	愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市	市において合併の日に加 <i>入</i>	くするものとする。					
具体的項目	現		況					
名 称	愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合	西条市	東予市	丹 原 町	小 松 町			
設立年月日	昭和27年4月1日	未 加 入	負担割合 団員割 18,520 円×条例	負担割合 団員割 18,520 円×条例定数 人員割 30.5 円×国調人口				
			13 年度負担金	13 年度負担金	13 年度負担金			
構成市町	川之江市、伊予三島市、大洲市、北条市、伊予市、東予市(西条市は加入してない)		13,544 千円	9,491 千円	3,818 千円			
	県内全町村(58町村)9一部事務組合(周桑事務組合が加入)							
根 拠 法 令 等	地方自治法第284条 愛媛県消防団員等災害補償退職補償金組合規約							
事務所の位置	松山市1番町4丁目1番2 (愛媛県自治会館内)	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	4					
共同処理事務	(1)消防組織法第 1 5 条の 7 第 1 項の規定による非常勤消防団員に係る損害補償に関すること (2)消防組織法第 1 5 条の 8 の規定による非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関すること (3)消防法第 3 6 条の 3 の規定による消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償に関すること (4)水防法第 6 条の 2 第 1 項の規定による非常勤の水防団長又は水防団員に係る損害補償に関すること (5)水防法第 3 4 条の規定による水防に従事した者に係る損害補償に関すること (6)災害対策基本法第 8 4 条第 1 項の規定による応急装置の業務に従事した者に係る損害補償に関すること (7)消防吏員及び消防団員に係る賞じゆつ金に関すること	消防団員等公務災害補償等共済基金への事務処理を単独で対応 負担割合 団員割 18,110円×条例定数 人員割 3.5円×国調人口						
議会の組織	定数17人 (加入市の市長及び郡町村会長で構成)	13 年度負担金						
組合長等	組合長 1人 監査委員 2人(議員、知識経験者) 副組合長 1人	10,164 千円						
その他	消防団員数(H 1 4 . 4 . 1 現在) ()内は定数 西条市 東予市 丹原町 小松町 535 人(550 人) 644 人(677 人) 478 人(490 人) 184 人(190 人)							

協議項目	一部事務組合等の取扱い(その2)	細	項目	愛媛県市町村交通災	炎害共済組合	
事務事業名	名称、設立年月日、構成市町、根拠法令等、事務所の位置、共同処理事務、議会の組織	战、組合長等 専	門部会名	総務部会	分科会	名 総務分科会
調整方針	愛媛県市町村交通災害共済組合については、合併の日の前日をもって脱退し、	新市において合併の日に	:加入するも <i>0</i>)とする。		
具体的項目	現			況		
名称	愛媛県市町村交通災害共済組合	西 条 市 未 加 入	掛け		掛け金	掛け金
設立年月日	昭和44年4月1日		大人 子供 (中学	600円 250円 生以下)	大人 600円 子供 250円 (中学生以下)	大人 600円 子供 250円 (中学生以下)
構成市町	東予市、県内全町村(58町村)			度加入者	13年度加入者	13年度加入者
根 拠 法 令 等	地方自治法第284条 愛媛県市町村交通災害共済組合規約		計	<u>生以下 2,433人</u> 17,168人	<u>中学生以下 967</u>	人 中学生以下 5 4 8 人 人 計 4,833人
事務所の位置	松山市1番町4丁目1番2 (愛媛県自治会館内)	 民間保険会社の制度加入		II入状況約50%)	(加入状況約50%)	(加入状況約48%)
共同処理事務	日本国内で交通事故により災害をうけた組合市町村の住民、又はその遺族の生活の共済に関する事務	掛け金 600円(年齢制限 (15年度から720)	なし)			
議会の組織	定数12人 (議員の互選で、東予市、周桑郡で2名、その他の郡より各1名)	13年度加入者				
組合長等	組合長 1人 監査委員 2人(議員、知識経験者) 副組合長 1人	1 0 , 9 3 8 人 (加入状況約 2 0 %)				

合併に伴う一部事務組合の取扱いについて

一部事務組合を構成する一部の市町村が合併を行う場合には、構成団体に変動が生じるため、当該組合の脱退、加入の手続きや規約変更の手続きが必要となります。

又、合併関係市町村と構成市町村が同一の場合又は合併関係市町村が構成市町村を包括する場合は、市町村間での共同処理事務がなくなることから、一部事務組合は、解散することとないます。

このことから、合併に伴う一部事務組合の取扱いについて協議をする必要があります。

一部事務組合等に関する主な法令

地方自治法(昭和22年 法律第67号)(抜粋)

(協議会の設置)

- 第252条の2 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び 執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広 域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団 体の協議会を設けることができる。
- 2 普通地方公共団体は、協議会を設けたときは、その旨及び規約を告示するとともに、都道 府県の加入するものにあっては総務大臣、その他のものにあっては都道府県知事に届け出な ければならない。
- 3 第一項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

(4~6略)

(組合の種類及び設置)

- 第284条 地方公共団体の組合は、一部事務組合、広域連合、全部事務組合及び役場事務組 合とする。
- 2 普通地方公共団体及び特別区は、第6項の場合を除くほか、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあっては総務大臣、その他のものにあっては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。以下略

(組織、事務及び規約の変更)

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあっては総務大臣、その他のものにあっては都道府県知事の許可を受けなければならない。以下略

(解散)

第288条 一部事務組合を解散しようとするときは、関係地方公共団体の協議により、第284条第2項の例により、総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

(財産処分)

第289条 第286条又は前条の場合において、財産処分を必要とするときは、関係地方公 共団体の協議によりこれを定める。

地方公務員災害補償法(昭和42年 法律第121号)(抜粋)

(非常勤の地方公務員に係る補償の制度)

- 第69条 地方公共団体は、条例で、職員以外の地方公務員のうち法律(労働基準法を除く。) による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償の制度が定められていないものに対す る補償の制度を定めなければならない。
- 2 前項の条例で定める補償の制度は、この法律及び労働者災害補償保険法で定める補償の制度と均衡を失したものであってはならない。

先 例 地 の 事 例

〔宇摩合併協議会〕

銅山川上水道企業団については、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員については、すべて新市に引き継ぐものとする。

愛媛県市町村職員退職手当組合については、合併の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。

愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合については、合併の前日をもって当該組合から 脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。

愛媛県市町村交通災害共済組合については、合併の前日をもって当該組合から脱退する。 愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合については、合併の前日をもって当該組合から脱 退する。

[南宇和合併協議会]

5 町村で構成する一部事務組合については、合併の前日をもって解散し、その事務、財産 及び職員については、すべて新町に引き継ぐものとする。

また、5町村以外にも構成団体がある一部事務組合については、合併の前日を持って脱退し、新町において加入または調整することとする。

「おぬき市)

大川町外 2 ケ町県行造林組合、富田県行造林組合、大川総合病院組合、津田川総合開発事務組合、大川町寒川町清掃組合、長尾地区少年育成センター組合、大川中部開発組合及び大川学校給食組合については、合併の日の前日をもって当該組合を解散し、合併の日にすべての事務及び財産を新市に引き継ぐ。また、一般職の職員は、新市の職員として身分を引き継ぐ。

大川地区広域行政振興整備事務組合、大川町外 2 ケ町組合、香川県消防補償組合については、合併の日の前日をもって当該組合を脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。

[周南市]

山口県徳山地方養老救護施設組合は、新市で合併の日に加入する。

山口県東部地方税整理組合、山口県市町村職員退職手当組合、山口県市町村非常勤職員公務災害補償組合は、合併の日の前日をもって関係の一部事務組合から脱退し、新市において事務を行う。

17

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料(使用料総括表)

協議項目	使用料・	手数料等の取扱い(その3)			細項目使用料					
調整方針		用料については、原則として現行 配慮し、可能な限り統一に努める		スは類似する施設の使用料につい	ては、住民の「一体性の確例	Rの原則」及び「負担公平の原則」を基本として、				
	目		根拠条	例等		具体的な調整内容				
以	P	西条市	東予市	丹原町	小 松 町					
1 一般利用施設使用料										
(1)福祉保健センターの	の使用料	該当なし	東予市総合福祉センター設置及び管 理条例	丹原町福祉センターの設置及び管 理に関する条例	該当なし	・新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 調整方針説明資料 (P.19参照)				
(2)学校開放施設の使用料		西条市立学校の体育施設の開放に関する規則	東予市使用料条例 東予市学校施設使用規則 東予市立学校運動場夜間照明施設使 用管理規則	丹原町使用料条例	小松町使用料条例 小松町立学校施設使用規則	・西条市の例により調整する。 調整方針説明資料 (P.20参照)				
2 公営住宅使用料										
(1)市営住宅の家賃等		西条市市営住宅設置及び管理条例	東予市市営住宅設置及び管理条例	丹原町営住宅管理条例	小松町町営住宅管理条例	・市営住宅の家賃については、公営住宅法の規定に基づき、新市移 行後速やかに調整する。ただし、合併する年度は、それぞれ旧市 町の例による。なお、家賃上昇が避けられない団地については、 家賃減免により急激な家賃上昇とならないよう配慮する。 ・駐車場使用料については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、 随時調整する。 調整方針説明資料(P.21~31参照)				
3 その他施設使用料										
(1)行政財産の目的外値 かる使用料	使用の許可にか	西条市行政財産の使用料徴収条例	東予市使用料条例	丹原町使用料条例	小松町使用料条例	・行政財産の目的外使用の許可にかかる使用料については、次のとおり調整する。 1 土地及び建物の使用料については、西条市及び東予市の例により調整する。 2 電柱その他の物件を設置する場合の使用料については、西条市の例により調整する。 調整方針説明資料(P.32,33参照)				
(2)都市公園の使用料((占用等)	西条市都市公園条例 西条市行政財産の使用料徴収条例	東予市公園条例	丹原町都市公園条例	小松町都市公園条例	・一般占用(電柱・公衆電話所等)の占用料については、道路法の規定に基づき調整する。 ・公園施設(売店等)の設置及び占用行為(催し物等)の占用料については、道路法の規定及び東予市の例により調整する。 調整方針説明資料 (P.34~38参照)				
(3)法定外公共物の使用	用料	西条市公共物管理条例	東予市公共物管理条例	丹原町公共物管理条例	小松町公共物管理条例	・法定外公共物の使用料については、新市の道路占用料について定める条例の規定を準用する。 調整方針説明資料 (P.39~41参照)				
(4)市所有港湾施設の係	吏用料	 西条市行政財産の使用料徴収条例 	東予市港湾施設の設置及び管理条例	該当なし	該当なし	・東予市の例により調整する。 調整方針説明資料(P.42参照)				

協 議 項 目 使用料・手数料	等の取扱い(その3)			細 項 目	使用料	
事務事業名 福祉保健センタ	ーの使用料			専門部会名	福祉部会	分 科 会 名 福祉分科会
調整方針福祉保健センタ	ーの使用料については、新	市移行後も当分の間現行どお	りとし、随時調整する。			
T 42 +	事		業の現	況	.l. ±/\ m	
該当なし	[東予市総合福祉センター (使用料) 第6条 第5条の許可を受 者」という。)で、別表 表に定める使用料を前約 2 (省略) 別表(第6条関係) 時間区分 時~12時 12時 使用区分 円 円 第1会議室 1,800 2 第2会議室 2,200 2 第1研修室 1,300 1 第2研修室 700 1 創作活動室 1,800 2 備考 1 使用時間には、準備及で 2 使用時間が上表の時間区ときは基準時間とみなす	予 市 設置及び管理条例	円原町福祉センターの設置及び管理に関 [丹原町使用料条例] (使用料) 第2条 使用料は、別表に定める額とし、同使用し、又は公の施設を利用する者から2 (省略) 別表(第2条関係) 施設 区 分 使 5 時間未 1 3,00 小会議室 2,00 備考 使用者が入場料又はこれに類するものをして使用する場合の使用料は、当該使用料でる。	する条例] 該当 司表に掲げる行政財産を 5徴収する。 用 料 満 5 時間以上1日 00円 4,000円 00円 3,000円 徴収し、又は営利を目的と	小 松 町	丁 新市移行後も当分の間現行おりとし、随時調整する。

協 議 項 目 使用料・手数料	等の取扱い(その3)	細 I	頁 目 使用料	
事務事業名 学校開放施設の	使用料	専門音	郡 会 名 教育部会	分 科 会 名 社会体育分科会
調 整 方 針 学校開放施設の	使用料については、西条市の例により調整する。			
——————————————————————————————————————	事務事	の現況	/\ +/\ mT	
西条市立学校の体育施設の開放に関する規則] 使用料無料	東予市学校施設使用規則] (使用料) 第6条 学校施設の使用料は、東予市使用料条例による。 [東予市学校運動場夜間照明施設使用管理規則] (使用料) 第8条 施設の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。) は、東予市使用料条例により指定された期日までに使用料を納付しなければならない。以下省略。 東予市使用料条例別表第1 区分使用単位使用料 備考 屋内運動場 1時間につき 1,000円 は、バレーコート1面分を組合は2倍の額とする。 学校施設	押条例	2 教育長は、前項に規定する申請書を審査し 認める場合は、小松町使用料条例に定める使 もに、使用許可書を交付しなければならない 3 (省略) 小松町使用料条例別表	西条市の例により調整する。

	,	-	——————————————————————————————————————	~ J 10 / J / J / J / J / J	, J 14.				470-73551	•		
協議項目	使用料・手数料等の取	吸い(その3)					細	項	目 1	使用料		
事務事業名	市営住宅の家賃等						専	門部	会 名	都市計画部会	分科会:	名 住宅管理分科会
調整方針	市営住宅の家賃についなお、家賃上昇が避けり なお、家賃上昇が避けり 駐車場使用料について	られない団地に	:ついては、家!	賃減免により急激な	家賃上昇とな			は、そ	れぞれ旧市町	丁の例による。	•	
		事	務	事	業	の	現	兄				 - 具体的な調整内容
西	条市		東予	市		丹 原	町			小 松 [ĦŢ	スペリス 明定の合
	- 『賃は、毎年度、次条第3項の規定に』		の毎月の家賃は、毎			- 宅の毎月の家賃は、				- 主宅の毎月の家賃は、毎年		市町営住宅の家賃については、2 営住宅法の規定に基づき、新市移行 は後速やかに調整する。ただし、合作
り認定された収入(同条第は、その更正後の収入。第2同種の住宅の家賃(第3項の以下同じ。)以下で、令(公法により算出した額とするがない場合において、第36点もかかわらず、市営住宅のが当該市営住宅の家賃は、近2 令第2条第1項第4号に規定が別に定めるものとする。3 第1項の近傍同種の住宅の方法により算出した額と(使用料)	4項の規定により更正された場合に i29条において同じ。)に基づき、近例 が規定により定められたものをいう。 は管住宅法施行令)第2条に規定するが ら。ただし、入居者からの収入の申告 条第1項の規定による請求を行ったに 入居者がその請求に応じないときは 正傍同種の住宅の家賃とする。 定する事業主体の定める数値は、市長 の家賃は、毎年度、令第3条に規定する。 でする。 近傍同種の駐車場の使用料を限度と する。	りは同以すのっとすとでは、 第2定での住じ法がも、 第2にのには、 第2にのには、 第2にのには、 第2にのには、 第2にのには、 第2にのには、 第2にのには、 第2にのには、 第2にのは、 第2にがが 第3を 第4を 第4を 第4を 第4を 第4を 第4を 第4を 第4を 第4を 第4	入(同条第3項の規) の収入。第27条にお 賃(第3項の規定によ 傾以下で、政令(公営 算出した額とする。 合において、第34条: らず、市営住宅の入 営住宅の家賃は、近 項第4号に規定する。 告示する。	定により更正された場合にいて同じ。)に基づき、近傍はり定められたものをいう。は宅法施行令)第2条に規定ただし、入居者からの収入第1項の規定による請求を行い。所同種の住宅の家賃の額と、所にない。では、100以下で定める)に基づき、10以下で定める)に基づき、10以下で定める)に基づき、10以下できる。	り認、では、は、では、は、では、は、では、は、では、は、では、いかは、では、いかは、では、いかは、では、いかは、では、いかは、では、いかは、では、いかは、では、いかは、では、いかは、では、いかは、では、いかは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では	に収入(同条第4項の 後の収入。第28条1 家賃(第3項の規定 以下で令(公る。第1項 た額とする。第1項 の家第4号に対 の第4号に規定 ものは 可第4号に規定 ものは ものは を ものは を ものは を ものは を ものを を ものを ものを を ものを を ものを を を の の の の	の規定により更正さまでは、 により定められたもはにより定められたもは、 により定められたも は、入居とするはないの規定の請求のはでの規定に請求賃とする。 のは年でのなのはできる。 のは、年度、令第3 は、毎年度、令第3 のは、毎年度、令第3	れた場合!のをいう。 でするのではないではない。 ではないではないではないできない。 ではないではないできない。 では、これではないできない。 では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	り認えての更正さの更正さの使じの関係では、 は同様では、 は同様では、 は、 は	た収入(同条第4項の規定 E後の収入。第27条におい D家賃(第3項の規定により	により更正された場合にいて同じ。)に基づき、近例り定められたものをいう。	でする年度は、それぞれ旧市町の例に およる。なお、家賃上昇が避けられた い団地については、家賃減免により は急激な家賃上昇とならないよう配成 する。 5 、 駐車場使用料については、新市を 行後も当分の間現行どおりとし、 長時調整する。
(利便性係数) 氷見西団 房川(6区 泉町(1区 古川(3区 飯剛(1区 氷見西町 古川北(11 古川北(15 西の原2区 山の下(11 下小川団 玉津(1区	地 0.7230 (~8区)団地 0.7540 (~8区)団地 0.8340 (~14区)団地 0.8920 (~8区)団地 0.7420 ((区~8区)団地 0.7500 区~10区)団地 0.8050 1区・12区)団地 0.8350 (・2区)団地 0.7900 区団地 0.7480 区団地 0.7480 区団地 0.7490 区・2区)団地 0.7500 地 0.7860 地 0.7860 は 0.8000 (~5区)団地 0.9430 (~5区)団地 0.9800	(利便性係数)	当六 が は が が が が が が が が が が が が が が が が が	0.8613 0.9116 0.9517 0.9768 0.7268 0.7316 0.7566 0.7469 0.7366 0.7688 0.7922 0.8236 0.9128	(利便性係数)	御陣屋南 団地 御陣屋南団地 御陣屋北団地 下町団地 北田野団地 古田新出団地 古田新出団地	0.7585 0.7585 0.7954 0.9700 0.7817 0.7596		(利便性係数)	御手洗教員団地 宝来プロ地 砂 マク団地 砂 付団地 間原子第1団地 御原子洗団地 川 松川団地 小 川川 朝第1団地 大開第2団地	0.7400 0.7560 0.7200 0.7280 0.7500 0.7400 0.7440 0.7360 0.7260 0.7260 0.7260 0.7370	
(平成14年度市営住宅家賃は、 (次ページに続く)	別紙のとおり。)											

協議項目	使用料・手数料等の取扱し	1(その3)					細 項 目	使用料		
事務事業名	市営住宅の家賃等						専門部会名	都市計画部会	分科会名	住宅管理分科会
調整方針										
	条市	事	務 東 予	市	業	の 現 丹 原 町	況	小 松 町	ıl —	具体的な調整内容
(続き) [西条市市営住宅設置及び管理(駐車場の使用料) 第12条 条例第61条第1項の規 のとおりとする。 別表 駐車場使用料(第12条関 市 営 住 宅 第 五 津 1 区 ~ 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 6 5 5 6 5 5 6 5 6 5 6 5 6 5 6 5 6 5 6 6 5 6	理条例施行規則] 対応に基づく駐車場の使用料は、別表 対(所) (名 料 金 (円) (本 1月当り 1,000 (本 " 1,500 (本 " 1,000 (本 " 1,000									

公営住宅法施行令

(家賃の算定方法)

- 第2条 公営住宅法(以下「法」という。)<u>第16条</u>第1項の規定による公営住宅の毎月の家賃は、家賃算定基礎額に次に掲げる数値を乗じた額(当該額が近傍同種の住宅の家賃の額を超える場合にあっては、近傍同種の住宅の家賃の額)とする。
- (1) 公営住宅の存する市町村の立地条件の偏差を表すものとして地価公示法(昭和44年法律第49号)<u>第2条</u>第 1項に規定する標準地の同法<u>第6条</u>の規定による公示価格その他の土地の価格を勘案して0.7以上1.6以下で国 土交通大臣が市町村ごとに定める数値のうち、当該公営住宅の存する市町村に係るもの
- (2) 当該公営住宅の床面積の合計(共同住宅にあっては、共用部分の床面積を除く。)を 70 平方メートルで除した数値
- (3) 公営住宅の構造ごとに建設時からの経過年数に応じて1以下で国土交通大臣が定める数値のうち、当該公営住宅に係るもの
- (4) 事業主体が公営住宅の存する区域及びその周辺の地域の状況、公営住宅の設備その他の当該公営住宅の有する利便性の要素となる事項を勘案して 0.7 以上 1 以下で定める数値
- 2 前項の家賃算定基礎額は、次の表の上欄各項に定める入居者の収入の区分に応じてそれぞれ下欄各項に定める額とする。

入居者の収入	額
123,000 円以下の場合	37,100円
123,000 円を超え 153,000 円以下の場合	45,000円
153,000 円を超え 178,000 円以下の場合	53,200円
178,000 円を超え 200,000 円以下の場合	61,400円
200,000 円を超え 238,000 円以下の場合	70,900円
238,000 円を超え 268,000 円以下の場合	81,400円
268,000 円を超え 322,000 円以下の場合	94,100円
322,000 円を超える場合	107,700 円

公営住宅家賃の算定方法

市営住宅の家賃の算定方法は、以下の計算式によって算出する。

本来入居者の家賃 = 家賃算定基礎額× 市町村立地係数× 規模係数× 経過年数係数× 利便性係数

家賃算定基礎額:入居者の収入に応じて設定される応能部分であり、令第2条第2項の収入区分ごとに定まる額。

市町村立地係数:市町村の立地条件の偏差を表すものとして、国土交通大臣が市町村ごとに定める数値。

(平成14年の数値) 西条市 0.85 東予市 0.7 丹原町 0.7 小松町 0.7

規模係数:当該公営住宅の床面積を70 m²で除した数値。(床面積が大きくなれば家賃が上昇し、小さくなれば低下する。)

経過年数係数 : 初年度を1とし、以降一定の数値で減少していく。(国土交通省の定める式で算出する。) 利便性係数 : 事業主体が公営住宅の存する区域及びその周辺の地域の状況、公営住宅の設備等を勘案して、0.7~1.0 の範囲で設定するもの。

上記係数のうち「利便性係数」のみ事業主体(市町村)の裁量で決定する。利便性係数は、立地便益係数と住宅設備係数に区分され、それぞれの算出手法及び数値の決定は市町村の裁量である。

利便性係数 = 立地便益係数 + 住宅設備係数

立地便益係数:駅、学校、病院からの距離や周囲の環境などの立地利便が客観的に評価されている固定資産 評価額を基に定める。

住宅設備係数:住宅ごとの設備に応じた係数。設備の整った住宅ほど数値が高くなり、家賃が高くなる。

現在の立地便益係数の算定方法

西条市の方法

- ・西条市独自の方法。
- ・当該団地の固定資産評価額が、市内の団地固定資産評価額水準のどの辺りにあるかを評価。(0.75~0.95 の範囲内で設定する。)

(当該団地固定資産評価額 最低団地固定資産評価額)÷((最高団地固定資産評価額 最低団地固定資産評価額)÷20))÷100+0.75

東予市の方法

- ・愛媛県方式に準拠。
- ・当該団地の固定資産評価額が、市内の宅地の固定資産評価額のどの辺りにあるかを評価。

(1÷(10-7.5×当該団地固定資産評価額÷市内の住宅地最高の固定資産評価額)-1÷10)×0.8+0.7

丹原町の方法

- ・愛媛県方式に準じ、丹原町の独自色を加える。
- ・当該団地の固定資産評価額が、町内の最高団地固定資産評価額と比べてどの辺りにあるかを評価。

(1÷(10-7.5×当該団地固定資産評価額÷最高団地固定資産評価額)-1÷10)×0.8+0.7

小松町の方法

・以下のように団地ごとに設定。

御手洗教員団地 0.740 宝来ブロック団地 0.756 妙口団地 0.720 岡村団地 0.728 川原谷第1団地 0.750 御手洗団地 0.740 川原谷第2団地 0.744 小松団地 0.736 南川団地 0.726 大開第1団地 0.726 大開第2団地 0.726 一之宮団地 0.737

各市町営住宅団地別家賃(平成 14 年度)

西条市 (1/3)

	ま巾							本来入居者の				(1/3)
住宅名	X	間取り	建設年度	所在地	構造	戸数	 家賃算定基礎額	家賃算定基礎額	家賃算定基礎額		市町村立地係数	利便性係数
							(37,100円)	(45,000円)	(53,200円)	(61,400円)		
飯岡	1区	2K	41	飯岡2591番地	簡易耐火平家	8	4,300	5,200	6,200	7,200	0.85	0.7420
飯岡	2区	2K	41	飯岡2591番地	簡易耐火平家	12	3,700	4,500	5,300	6,200	0.85	0.7420
飯岡	3 区	2K	42	飯岡2591番地	簡易耐火平家	8	4,500	5,500	6,500	7,500	0.85	0.7420
飯岡	4 ⊠	2K	42	飯岡2591番地	簡易耐火平家	12	3,900	4,700	5,600	6,500	0.85	0.7420
飯岡	5 区	2K	43	飯岡2591番地	簡易耐火平家	8	4,800	5,800	6,900	7,900	0.85	0.7420
飯岡	6区	2K	43	飯岡2591番地	簡易耐火平家	14	4,100	5,000	5,900	6,800	0.85	0.7420
飯岡	7区	2DK	44	飯岡2591番地	簡易耐火 2 階	8	9,000	11,000	11,800	11,800	0.85	0.7420
飯岡	8区	2DK	44	飯岡2591番地	簡易耐火 2 階	12	8,300	10,100	11,000	11,000	0.85	0.7420
泉町	1区	2K	32	大町276番地の2	簡易耐火平家	6	2,600	3,100	3,700	4,300	0.85	0.8340
泉町	2区	2K	32	大町276番地の2	簡易耐火平家	14	2,100	2,500	3,000	3,500	0.85	0.8340
泉町	3 区	2K	33	大町276番地の2	簡易耐火平家	12	2,800	3,400	4,100	4,700	0.85	0.8340
泉町	4⊠	2K	33	大町276番地の2	簡易耐火平家	7	2,300	2,800	3,300	3,800	0.85	0.8340
泉町	5 区	2K	34	大町276番地の2	簡易耐火平家	6	3,000	3,700	4,400	5,100	0.85	0.8340
泉町	6区	2K	34	大町948番地の1	簡易耐火平家	18	2,500	3,000	3,500	4,100	0.85	0.8340
泉町	7区	ЗК	53	大町764番地の1	簡易耐火 2 階	6	17,200	20,900	24,700	28,500	0.85	0.8340
泉町	8区の1	2DK	53	大町764番地の1	簡易耐火 2 階	4	15,000	18,200	21,500	24,800	0.85	0.8340
泉町	8区の2	ЗК	53	大町764番地の1	簡易耐火 2 階	8	17,200	20,900	24,700	28,500	0.85	0.8340
下小川		ЗК	56	大町241番地の1	簡易耐火 2 階	6	18,100	21,900	25,900	29,900	0.85	0.7860
新堀	1⊠	3DK	62	神拝乙147番地の1	高層 6 階	30	20,500	24,900	29,500	34,000	0.85	0.9800
新堀	2区	3DK	63	神拝乙147番地の1	高層 6 階	30	22,000	26,700	31,600	36,500	0.85	0.9800
玉津	1 ⊠	3DK	57	玉津591番地の1	中層 5 階	35	18,100	22,000	26,000	30,000	0.85	0.9430
玉津	2区	3DK	58	玉津591番地の1	高層 6 階	36	18,600	22,600	26,700	30,900	0.85	0.9430
玉津	3 ⊠	3DK	59	玉津591番地の1	高層 6 階	30	18,900	22,900	27,100	31,300	0.85	0.9430
玉津	4 🗵	3DK	60	玉津591番地の1	高層 6 階	36	19,200	23,300	27,500	31,700	0.85	0.9430
玉津	5区	3DK	61	玉津591番地の1	高層 6 階	30	19,400	23,600	27,900	32,200	0.85	0.9430
玉津団地		3DK	56	玉津137番地の1	簡易耐火 2 階	3	18,000	21,900	25,900	29,900	0.85	0.8000
西の原	1区	3K	52	氷見乙1823番地の5	簡易耐火 2 階	6	14,400	17,500	20,700	2,390	0.85	0.7480
西の原	1区	2DK	52	氷見乙1823番地の5	簡易耐火 2 階	2	12,600	15,200	18,000	20,800	0.85	0.7480
西の原	2 🗵	3K	54	氷見乙1834番地	簡易耐火 2 階	17	14,900	18,100	21,400	24,700	0.85	0.7490

								本来入居者の)家賃(円)			(2/3)
住宅名	X	間取り	建設年度	所在地	構造	戸数	家賃算定基礎額	家賃算定基礎額	家賃算定基礎額	家賃算定基礎額	市町村立地係数	利便性係数
							(37,100円)	(45,000円)	(53,200円)	(61,400円)		
氷見西		2K	23	氷見乙1623番地の6	木造平家	10	500	600	700	800	0.85	0.7230
氷見西町	1区	2K	45	氷見乙2029番地の4	簡易耐火平家	12	5,300	6,400	7,600	8,800	0.85	0.7500
氷見西町	2区	2K	45	氷見乙2029番地の4	簡易耐火平家	8	4,800	5,800	6,900	8,000	0.85	0.7500
氷見西町	3区	2DK	46	氷見乙2029番地の4	簡易耐火 2 階	18	9,500	11,500	13,600	13,900	0.85	0.7500
氷見西町	4 ⊠	2DK	46	氷見乙2029番地の4	簡易耐火 2 階	10	8,800	10,600	12,600	12,800	0.85	0.7500
氷見西町	5区	2DK	47	氷見乙2029番地の4	簡易耐火 2 階	18	9,800	11,900	14,100	14,400	0.85	0.7500
氷見西町	6区	2DK	47	氷見乙2029番地の4	簡易耐火 2 階	12	9,200	11,200	13,200	13,500	0.85	0.7500
氷見西町	7区	2DK	48	氷見乙2029番地の4	簡易耐火 2 階	4	10,500	12,800	15,100	16,400	0.85	0.7500
氷見西町	8区	2DK	48	氷見乙2029番地の4	簡易耐火 2 階	12	9,600	11,700	13,800	15,200	0.85	0.7500
福武	1区	ЗК	51	福武甲1643番地の2	簡易耐火 2 階	4	14,900	18,100	21,500	24,800	0.85	0.7900
福武	2区	2DK	51	福武甲1643番地の2	簡易耐火 2 階	4	13,000	15,800	18,700	21,600	0.85	0.7900
古川	1 4区	2K	40	古川甲252番地の1	簡易耐火平家	12	4,200	5,200	6,100	7,000	0.85	0.8920
古川	3区	2K	35	古川甲252番地の1	簡易耐火平家	6	3,500	4,300	5,100	5,900	0.85	0.8920
古川	4 ⊠	2K	35	古川甲252番地の1	簡易耐火平家	6	2,800	3,400	4,100	4,700	0.85	0.8920
古川	5区	2K	36	古川甲252番地の1	簡易耐火平家	12	3,800	4,600	5,400	6,300	0.85	0.8920
古川	6区	2K	36	古川甲252番地の1	簡易耐火平家	12	3,400	4,100	4,900	5,700	0.85	0.8920
古川	7区	2K	37	古川甲252番地の1	簡易耐火平家	6	4,200	5,100	6,000	7,000	0.85	0.8920
古川	8区	2K	37	古川甲252番地の1	簡易耐火平家	12	3,600	4,400	5,200	6,000	0.85	0.8920
古川	9区	2K	38	古川甲252番地の1	簡易耐火平家	8	4,500	5,400	6,400	7,400	0.85	0.8920
古川	10区	2K	38	古川甲252番地の1	簡易耐火平家	12	3,800	4,700	5,500	6,400	0.85	0.8920
古川	1 1区	2K	39	古川甲252番地の1	簡易耐火平家	12	4,700	5,700	6,700	7,800	0.85	0.8920
古川	1 2区	2K	39	古川甲252番地の1	簡易耐火平家	8	4,000	4,900	5,800	6,700	0.85	0.8920
古川	1 3区	2K	40	古川甲252番地の1	簡易耐火平家	8	4,900	6,000	7,100	8,200	0.85	0.8920
古川1区	A 1	3LDK	9	古川甲252番地の1	高層 6 階	12	32,200	39,100	46,200	53,300	0.85	0.9520
古川1区	A 2	3LDK	9	古川甲252番地の1	高層 6 階	6	30,000	36,400	43,100	49,700	0.85	0.9520
古川1区	A 3	3DK	9	古川甲252番地の1	高層 6 階	12	30,100	36,600	43,200	49,900	0.85	0.9520
古川1区	B 1	2DK	9	古川甲252番地の1	高層 6 階	6	23,400	28,400	33,600	38,800	0.85	0.9520
古川1区	B 2	2DK	9	古川甲252番地の1	高層 6 階	6	23,400	28,400	33,600	38,800	0.85	0.9520
古川北	1区	2DK	48	古川甲376番地の2	簡易耐火 2 階	24	10,400	12,600	14,900	17,200	0.85	0.8050
古川北	2 🗵	2DK	49	古川甲376番地の2	簡易耐火 2 階	10	12,700	15,400	18,300	20,900	0.85	0.8050
古川北	3 ⊠	2DK	49	古川甲376番地の2	簡易耐火 2 階	10	11,800	14,400	17,000	19,600	0.85	0.8050

(3/3)

								本来入居者の 本来入居者の				(3/3)
住宅名	区	間取り	建設年度	所在地	構造	戸数	家賃算定基礎額	家賃算定基礎額	家賃算定基礎額	家賃算定基礎額	市町村立地係数	利便性係数
							(37,100円)	(45,000円)	(53,200円)	(61,400円)		
古川北	4区の1	ЗК	50	古川甲376番地の2	簡易耐火 2 階	3	15,100	18,300	21,600	25,000	0.85	0.8050
古川北	4区の2	2DK	50	古川甲376番地の2	簡易耐火 2 階	7	13,100	15,900	18,900	21,800	0.85	0.8050
古川北	5 ⊠	2DK	50	古川甲376番地の2	簡易耐火 2 階	10	12,700	15,400	18,200	21,000	0.85	0.8050
古川北	6⊠の1	ЗК	51	古川甲376番地の2	簡易耐火 2 階	4	15,300	18,600	22,000	25,400	0.85	0.8050
古川北	6区の2	2DK	51	古川甲376番地の2	簡易耐火 2 階	4	12,900	15,600	18,500	21,300	0.85	0.8050
古川北	7区の1	ЗК	51	古川甲376番地の2	簡易耐火 2 階	8	15,300	18,600	22,000	25,400	0.85	0.8050
古川北	7区の2	2DK	51	古川甲376番地の2	簡易耐火 2 階	8	13,400	16,200	19,200	22,100	0.85	0.8050
古川北	8 🗵	2DK	51	古川甲376番地の2	簡易耐火 2 階	6	12,900	15,600	18,500	21,300	0.85	0.8050
古川北	9⊠の1	ЗК	51	古川甲376番地の2	簡易耐火 2 階	9	15,600	18,900	22,400	25,800	0.85	0.8050
古川北	9区の2	2DK	51	古川甲376番地の2	簡易耐火 2 階	3	13,600	16,500	19,500	22,500	0.85	0.8050
古川北	10区の1	ЗК	51	古川甲376番地の2	簡易耐火 2 階	2	15,600	18,900	22,400	25,800	0.85	0.8050
古川北	10区の2	2DK	51	古川甲376番地の2	簡易耐火 2 階	4	13,600	16,500	19,500	22,500	0.85	0.8050
古川北	11区の1	ЗК	55	古川甲376番地の2	簡易耐火 2 階	18	17,500	21,200	25,100	29,000	0.85	0.8350
古川北	11区の2	2DK	55	古川甲376番地の2	簡易耐火 2 階	2	22,500	27,300	32,300	37,300	0.85	0.8350
古川北	12区	ЗК	56	古川甲376番地の2	簡易耐火 2 階	13	18,200	22,000	26,100	30,100	0.85	0.8350
戻川	6 ⊠	2K	31	飯岡3924番地の5	簡易耐火平家	12	2,200	2,600	3,100	3,600	0.85	0.7540
戻川	7区	2K	31	飯岡3924番地の5	簡易耐火平家	8	1,700	2,100	2,500	2,900	0.85	0.7540
戻川	8 🗵	2K	35	飯岡3924番地の5	木造平家	6	2,400	2,900	3,400	4,000	0.85	0.7540
山の下	1⊠	3K	53	洲之内甲5番地の4	簡易耐火 2 階	3	15,000	18,200	21,500	24,800	0.85	0.7500
山の下	2 ⊠	3K	54	洲之内甲5番地の4	簡易耐火 2 階	3	15,700	19,100	22,600	26,100	0.85	0.7500
						869						

東予市 (1/2)

							本来入居者の)家賃(円)			
住宅名	間取り	建設年度	所在地	構造	戸数	家賃算定基礎額	家賃算定基礎額	家賃算定基礎額	家賃算定基礎額	市町村立地係数	利便性係数
						(37,100円)	(45,000円)	(53,200円)	(61,400円)		
旦之上	2DK	10	旦之上甲88	中層 3 階	4	21,000	25,500	30,200	34,800	0.70	0.9128
旦之上	3LDK	10	旦之上甲88	中層 3 階	9	25,200	30,500	36,100	41,700	0.70	0.9128
旦之上	3LDK	10	旦之上甲88	中層 3 階	4	25,800	31,300	37,000	42,700	0.70	0.9128
六反地	2DK	8	三芳 1 8 8 3 - 1	中層 3 階	4	20,900	25,300	29,900	34,600	0.70	0.9116
六反地	3LDK	8	三芳 1 8 8 3 - 1	中層 3 階	9	25,200	30,600	36,200	41,800	0.70	0.9116
六反地	3DK 大	8	三芳 1 8 8 3 - 1	中層 3 階	4	25,000	30,300	35,800	41,400	0.70	0.9116
大新田	2DK	45	大新田 2 6 5	簡易耐火平家	8	4,500	5,400	6,400	7,400	0.70	0.7268
大新田	2DK	45	大新田 2 6 5	簡易耐火平家	4	4,000	4,800	5,700	6,600	0.70	0.7268
国安3・4	2DK	48	国安149	簡易耐火平家	14	5,400	6,600	7,800	9,000	0.70	0.7316
国安 1	2DK	49	国安113	簡易耐火 2 階	6	9,500	11,600	13,700	15,800	0.70	0.7316
国安 2	2DK	49	国安114	簡易耐火 2 階	6	9,000	10,900	12,900	14,900	0.70	0.7316
国安 5	3DK	50	国安114	中層 4 階	16	11,000	13,400	15,800	18,300	0.70	0.7566
国安6・7	3DK	52	国安158-9	簡易耐火 2 階	10	11,300	13,700	16,200	18,700	0.70	0.7469
国安8・9	3DK	53	国安158-9	簡易耐火 2 階	14	11,900	14,500	17,100	19,700	0.70	0.7469
国安10・11	3DK	54	国安158-1	簡易耐火 2 階	13	12,400	15,100	17,800	20,600	0.70	0.7469
国安12・13	3DK	55	国安158-1	簡易耐火 2 階	12	12,700	15,400	18,200	21,000	0.70	0.7469
北星	3DK	51	壬生川 6 8 1 - 5	簡易耐火 2 階	6	10,900	13,200	15,600	18,100	0.70	0.7366
三芳	3DK	60	三芳1791-1	木造 2 階	4	13,400	16,200	19,200	22,200	0.70	0.7688
本松寺	3DK	61	周布2-3	木造 2 階	10	13,900	16,900	20,000	23,100	0.70	0.7922
河北	3DK	61	三芳 1 9 2	耐火 2 階	4	15,100	18,400	21,700	25,100	0.70	0.8236
河北	3DK	61	三芳 1 9 2	耐火2階	8	14,400	17,500	20,700	23,900	0.70	0.8236
河北	3DK	62	三芳 1 9 2	耐火2階	4	15,300	18,600	22,000	25,400	0.70	0.8236
河北	3DK	62	三芳 1 9 2	耐火 2 階	8	14,600	17,700	20,900	24,200	0.70	0.8236
当田	3DK	63	新市 9 8 - 2	中層 4 階	8	16,200	19,600	23,200	26,800	0.70	0.8613
当田	3DK	63	新市 9 8 - 2	中層 4 階	24	15,500	18,900	22,300	25,800	0.70	0.8613
壬生川	3DK	3	壬生川 1 1 6 - 2	中層 3 階	8	20,100	24,400	28,900	33,300	0.70	0.9768
壬生川	2DK	3	壬生川 1 1 6 - 2	中層 3 階	4	14,100	17,200	20,300	23,400	0.70	0.9768
壬生川	3DK	3	壬生川 1 1 6 - 2	中層 3 階	6	19,300	23,400	27,700	32,000	0.70	0.9768
壬生川	3DK 大	3	壬生川 1 1 6 - 2	中層 3 階	2	22,800	27,700	32,800	37,800	0.70	0.9768
新町 1	3DK	5	新町211	中層 3 階	12	21,600	26,200	31,000	35,800	0.70	0.9517

(2/2)

							本来入居者の)家賃(円)			
住宅名	間取り	建設年度	所在地	構造	戸数	家賃算定基礎額	家賃算定基礎額	家賃算定基礎額	家賃算定基礎額	市町村立地係数	利便性係数
						(37,100円)	(45,000円)	(53,200円)	(61,400円)		
新町 1	2DK	5	新町211	中層 3 階	4	15,200	18,400	21,800	25,200	0.70	0.9517
新町 1	3DK	5	新町211	中層 3 階	6	20,500	24,900	29,400	33,900	0.70	0.9517
新町 1	4DK	5	新町211	中層 3 階	4	23,200	28,100	33,300	38,400	0.70	0.9517
新町 2	3DK	6	新町278-1	中層 3 階	6	23,000	28,000	33,100	38,200	0.70	0.9517
新町 2	2DK	6	新町278-1	中層 3 階	4	16,100	19,500	23,100	26,700	0.70	0.9517
新町 2	3DK	6	新町278-1	中層 3 階	6	22,300	27,100	32,000	36,900	0.70	0.9517
新町 2	4DK	6	新町278-1	中層 3 階	4	26,200	31,800	37,600	43,400	0.70	0.9517
新町3	3DK	7	新町278-1	中層 3 階	9	23,900	29,000	34,300	39,600	0.70	0.9517
新町3	2DK	7	新町278-1	中層 3 階	4	17,600	21,300	25,200	29,100	0.70	0.9517
新町 3	3DK	7	新町278-1	中層 3 階	9	23,300	28,200	33,400	38,500	0.70	0.9517
新町 3	3DK 大	7	新町278-1	中層 3 階	4	24,600	29,900	35,300	40,800	0.70	0.9517
					305						

丹原町 (1/1)

							本来入居者の	D家賃(円)			
住宅名	間取り	建設年度	所在地	構造	戸数	家賃算定基礎額	家賃算定基礎額	家賃算定基礎額	家賃算定基礎額	市町村立地係数	利便性係数
						(37,100円)	(45,000円)	(53,200円)	(61,400円)		
御陣家南	3DK	13	池田1224-21,22	木造 2 階	4	21,500	26,100	30,900	35,600	0.70	0.7585
御陣家南	3DK	60	池田1224-1	簡易耐火 2 階	5	14,200	17,200	20,400	23,500	0.70	0.7585
御陣家北	3DK	55	池田1176-1	簡易耐火 2 階	5	13,600	16,500	19,600	22,600	0.70	0.7954
御陣家北	3DK	56	池田1176-1	簡易耐火 2 階	6	13,800	16,800	19,900	22,900	0.70	0.7954
御陣家北	3DK	57	池田1176-1	簡易耐火 2 階	6	14,000	17,100	20,200	23,300	0.70	0.7954
御陣家北	3DK	57	池田1176-1	簡易耐火 2 階	9	16,100	19,600	23,100	26,700	0.70	0.7954
下町	3DK	63	池田1881-1	耐火 2 階	6	19,700	23,900	28,300	32,600	0.70	0.9700
下町	3DK	1	池田1881-1	耐火 2 階	4	20,300	24,600	29,100	33,600	0.70	0.9700
北田野	3LDK	5	北田野1634-2	耐火 2 階	2	18,000	21,800	25,800	29,800	0.70	0.7817
北田野	3LDK	5	北田野1634-2	耐火 2 階	6	17,200	20,900	24,700	28,500	0.70	0.7817
北田野	3LDK	6	北田野1634-2	耐火 2 階	4	18,200	22,100	26,100	30,100	0.70	0.7817
北田野	3LDK	6	北田野1634-2	耐火2階	4	17,400	21,100	25,000	28,900	0.70	0.7817
古田新出	2DK	41	池田 5 0 1 - 1	木造平家	10	3,400	4,200	5,000	5,700	0.70	0.7596
古田新出	3DK	41	古田甲123-1	木造平家	14	3,900	4,800	5,700	6,500	0.70	0.7596
					85						

小松町 (1/2)

							本来入居者の)家賃(円)			
住宅名	間取り	建設年度	所在地	構造	戸数	家賃算定基礎額	家賃算定基礎額	家賃算定基礎額	家賃算定基礎額	市町村立地係数	利便性係数
						(37,100円)	(45,000円)	(53,200円)	(61,400円)		
御手洗教員団地	2DK	41	南川甲 46 番地 2	簡易耐火 2 階	21	6,700	8,100	9,600	11,100	0.70	0.7400
宝来ブロック団地	2DK	30	新屋敷甲 453 番地	簡易耐火平家	18	1,600	1,900	2,300	2,700	0.70	0.7560
妙口団地	2DK	30	妙口甲 88 番地	木造平家	5	1,300	1,600	1,900	2,200	0.70	0.7200
妙口団地	2DK	39	妙口甲 88 番地	木造平家	10	3,100	3,800	4,500	5,100	0.70	0.7200
岡村団地	2DK	38	新屋敷甲 3027 番地	木造平家	4	3,100	3,800	4,500	5,200	0.70	0.7280
岡村団地	2DK	38	新屋敷甲 3027 番地	木造平家	15	3,500	4,200	5,000	5,700	0.70	0.7280
川原谷第 1 団地	2DK	39	新屋敷甲 2197 番地 1	木造平家	20	3,600	4,400	5,200	6,000	0.70	0.7500
御手洗団地	2DK	40	南川甲 43 番地 1	木造平家	8	3,600	4,400	5,200	6,000	0.70	0.7400
御手洗団地	2DK	40	南川甲 43 番地 1	木造平家	12	3,100	3,800	4,500	5,200	0.70	0.7400
川原谷第2団地	2DK	40	新屋敷甲 2412 番地 1	木造平家	15	3,100	3,800	4,500	5,200	0.70	0.7440
小松団地	2DK	40	新屋敷甲 2130 番地 1	木造平家	7	3,100	3,800	4,400	5,100	0.70	0.7360
小松団地	2DK	41	新屋敷甲 2130 番地 1	木造平家	10	3,200	4,000	4,700	5,400	0.70	0.7360
南川団地	2DK	41	南川甲 405 番地	木造平家	10	3,800	4,600	5,400	6,200	0.70	0.7260
南川団地	2DK	42	南川甲 405 番地	木造平家	4	3,900	4,800	5,700	6,500	0.70	0.7260
南川団地	2DK	42	南川甲 405 番地	木造平家	13	3,400	4,100	4,800	5,600	0.70	0.7260
大開第 1 団地	2DK	43	北川 69 番地 5	木造平家	4	3,700	4,500	5,300	6,100	0.70	0.7260
大開第 1 団地	2DK	43	北川 69 番地 5	木造平家	4	4,300	5,200	6,200	7,200	0.70	0.7260
大開第 1 団地	2DK	43	北川 69 番地 5	木造平家	2	3,700	4,500	5,300	6,100	0.70	0.7260
大開第 1 団地	2DK	44	北川 69 番地 5	木造平家	4	4,500	5,400	6,400	7,400	0.70	0.7260
大開第 1 団地	2DK	44	北川 69 番地 5	木造平家	6	3,800	4,600	5,400	6,300	0.70	0.7260
大開第 1 団地	2DK	45	北川 69 番地 5	木造平家	4	4,600	5,600	6,700	7,700	0.70	0.7260
大開第 1 団地	2DK	45	北川 69 番地 5	木造平家	6	3,900	4,800	5,700	6,600	0.70	0.7260
大開第 1 団地	2DK	46	北川 69 番地 5	木造平家	6	4,800	5,900	7,000	8,000	0.70	0.7260
大開第 1 団地	2DK	46	北川 69 番地 5	木造平家	4	4,100	5,000	5,900	6,800	0.70	0.7260
大開第2団地	2DK	47	北川 62 番地 4	簡易耐火 2 階	6	7,900	9,600	11,400	13,100	0.70	0.7260
大開第2団地	2DK	47	北川 62 番地 4	簡易耐火 2 階	6	7,300	8,900	10,500	12,200	0.70	0.7260
大開第2団地	2DK	48	北川 62 番地 4	簡易耐火 2 階	6	8,400	10,200	12,000	13,900	0.70	0.7260
大開第2団地	2DK	48	北川 62 番地 4	簡易耐火 2 階	6	7,700	9,400	11,100	12,800	0.70	0.7260
大開第2団地	2DK	49	北川 62 番地 4	簡易耐火 2 階	6	9,300	11,300	13,400	15,400	0.70	0.7260
大開第2団地	2DK	49	北川 62 番地 4	簡易耐火 2 階	6	8,700	10,600	12,500	14,400	0.70	0.7260

(2/2)

							本来入居者の)家賃(円)			
住宅名	間取り	建設年度	所在地	構造	戸数	家賃算定基礎額	家賃算定基礎額	家賃算定基礎額	家賃算定基礎額	市町村立地係数	利便性係数
						(37,100円)	(45,000円)	(53,200円)	(61,400円)		
大開第2団地	2DK	50	北川 62 番地 4	簡易耐火 2 階	12	9,900	12,000	14,200	16,400	0.70	0.7260
大開第2団地	2DK	50	北川 62 番地 4	簡易耐火 2 階	6	9,300	11,300	13,400	15,500	0.70	0.7260
一之宮団地	3DK	51	新屋敷甲 128 番地 1	簡易耐火 2 階	6	10,700	13,000	15,400	17,800	0.70	0.7370
一之宮団地	3DK	51	新屋敷甲 128 番地 1	簡易耐火 2 階	6	10,100	12,300	14,600	16,800	0.70	0.7370
一之宮団地	3DK	52	新屋敷甲 128 番地 1	簡易耐火 2 階	6	11,300	13,700	16,200	18,700	0.70	0.7370
一之宮団地	3DK	52	新屋敷甲 128 番地 1	簡易耐火 2 階	6	10,700	12,900	15,300	17,700	0.70	0.7370
一之宮団地	3DK	53	新屋敷甲 128 番地 1	簡易耐火 2 階	6	12,100	14,700	17,400	20,100	0.70	0.7370
一之宮団地	3DK	53	新屋敷甲 128 番地 1	簡易耐火 2 階	6	11,500	13,900	16,500	19,000	0.70	0.7370
一之宮団地	3DK	54	新屋敷甲 128 番地 1	簡易耐火 2 階	6	12,700	15,400	18,300	21,100	0.70	0.7370
一之宮団地	3DK	54	新屋敷甲 128 番地 1	簡易耐火 2 階	6	12,000	14,600	17,300	19,900	0.70	0.7370
一之宮団地	3DK	55	新屋敷甲 128 番地 1	簡易耐火 2 階	6	12,600	15,300	18,100	20,900	0.70	0.7370
					320						

			1	
協議項目 使用料・手数料等の取	汲い(その3)	細項	目 使用料 <u></u>	
事務事業名 行政財産の目的外使用の	の許可にかかる使用料	専門部名	会 名 財務部会 分 科 会 名	宮 管財分科会
調整方針 1 土地及び建物の使用	の許可にかかる使用料については、次のとおり調 料については、西条市及び東予市の例により調整 設置する場合の使用料については、西条市の例に	する。		
	事務事	業の現況		 - 具体的な調整内容
西条市	東予市	丹 原 町	小 松 町	共体的な調整内合
[西条市行政財産の使用料徴収条例] (使用料)	東予市使用料条例 (使用料)	[丹原町使用料条例] (使用料) 、第2条 (省略) 8 2 別表に掲げる行政財産又は公の施設(以下「施設」という。)	「小松町使用料条例] (使用料) 第2条 使用料は、別表に掲げる財産を使用する者から同表に定める額を徴収する。 3 2 別表に掲げる以外の財産を使用する場合の使用料は、その類似した財産の使用料に準じてそのつど町長が定める。 3 4 (省略) 別表(第2条関係) 区分 財産の名称 使用単位 会場使用料 冷暖房使用料 備考行 別館ホール 1時間につき 620 370 平第1会議室 " 250 150 施 "第2会議室 " 120 70 本館第3会議室 " 180 100 [電柱・電話柱等の町有地貸付に関する事務処理要網] (貸付料等) 第7条 第3条の規定による町有地の貸付許可を受けた者から貸付料を徴収する。 2 町有地貸付料の額は、別表のとおりとする。 3 4 (省略) 別表(第7条関係) 町有地貸付料金表 1 電気事業の用に供する電線路	1 土地及び建物の使用料については、西条市及び東予市の例により調整する。 2 電柱その他の物件を設置する場合の使用料については、西条市の例により調整する。
電話ボックス	4		2 公衆電気通信業務の用に供する線路	
テレホンカード自動販売機 占用面積1平方メートルにつき1年 1,400円			種類単位期間 期間 金 額 田畑 田畑 宅地 山林(ケーマのでル) 本柱 1 本ごと 年 1,870 1,730 1,500 870 180 支線・ 支柱 " " 1,870 1,730 1,500 180	
			使用面積1.7 での がまでごとに 他の 1本とする。た " 1,870 1,730 1,500 180 設備 だし、端数は1 本とする。 (公衆電気通信法施行令による。)	

地方自治法

第238条の4(行政財産の管理及び処分)

- 1 行政財産は、次項に定めるもののほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。
- 2 行政財産である土地は、その用途又は目的を妨げない限度において、国、他の地方公共団体その他政令で定めるものに対し、政令で定める用途に供させるため、政令で定めるところにより、これを貸し付け、又はこれに地上権を設定することができる。

この場合においては、次条第3項及び第4項の規定を準用する。

- 3 第1項の規定に違反する行為は、これを無効とする。
- 4 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。
- 5 前項の規定により許可を受けてする行政財産の使用については、借地借家法(平成3年法律第90号)の規定は、これを適用しない。
- 6 第4項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。

地方自治法施行令

第169条(行政財産である土地を貸し付け又はこれに地上権を設定することができるもの)

地方自治法第238条の4第2項に規定する政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、 当該下欄に掲げるものとする。

<u> </u>										
	イ 特別の法律により設立された法人で国又は普通地方公共団体において出 資しているもののうち、総務大臣が指定するもの									
1 行政財産である土地を貸し付けることが	港務局、地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社並びに普通地口 方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している民法第34条の法人、株式会社及び有限会社									
できるもの	ハ 公共団体又は公共的団体で法人格を有するもののうち、当該普通地方公共 団体が行う事務と密接な関係を有する事業を行うもの									
	国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会並びに地方公務員共二 済組合、全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会及び地方議会議員共済会									
	イ 日本鉄道建設公団、帝都高速度交通党団、鉄道事業法(昭和61年法律第									
2 行政財産である土	口 日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公									
地に地上権を設定する	八 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第8号に規定する									
ことができるもの										

- 一 ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第2項に規定する一般ガス 事業者及び同条第4項に規定する簡易ガス事業者
- ホ 水道法(昭和32年法律第177号)第3条第5項に規定する水道事業者
- 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条第1項に規定する第 1種電気通信事業者

第169条の2(行政財産である土地を貸し付け又はこれに地上権を設定することができる用途)

地方自治法第238条の4第2項に規定する政令で定める用途は、行政財産である土地の貸付けについては、普通地方公共団体が国、他の地方公共団体又は前条の表の第1号の下欄に掲げるものと1むねの建物を区分して所有する場合に当該建物の用に供することとし、行政財産である土地に対する地上権の設定については、国、他の地方公共団体又は同表の第2号の下欄に掲げるものが経営する次に掲げる施設の用に供することとする。

- 1. 鉄道
- 2. 道路
- 3. 軌道
- l. 電線路
- 5. ガスの導管
- . 水道(工業用水道を含む。)の導管
- 7. 下水道の排水管及び排水渠
- 8. 電気通信線路
- 9. 前各号に掲げる施設の付属設備

33

協議項目使用料	・手数料	料等の取扱	吸い(その3)						細	項	目	使用料			
事務事業名 都市公	(園の使用]料(占用	等)						専「	門部名	会 名	都市計画部会	分	科会名	都市計画分科会
	•		話所等)の占用料について 置及び占用行為(催し物等						より調整す	する。					
			事務		事	3	業	の現	汐	7					具体的な調整内容
西条市	ī		東	市				丹 原 町				小 松 田	IJ		共作りる明正の音
[西条市都市公園条例] (使用料) 第10条 第3条第1項各号に掲げる許可を これに類似するものを徴収する場合は 日につき10円に相当する額の使用料でい。 2,3,4 (省略)	、1平方メー	トル当たり [*]	しくは第4項又は第8条の2第11 者」という。)は、別表第1に推 らない。 2 (省略) 別表第1(第10条関係)	頁の許可を受	けた者((以下「使用	第3条第13 施設(以下 別表第3に	都市公園法)第5条第2I項、法第 頁若しくは同条第3I項の許可を 「有料公園等」という。)を和 掲げる額の使用料を納付しな	受けた者、又は 利用しようとす	は有料公園 する者は、	第10条 デ 第3条第 若しくI ようとで ならなI	11項若しくは同条第3項の許可 は有料公園施設(以下「有料公! する者は、別表第3に掲げる額の 1。	を受けた者又 園等」という。	は有料公園 ,)を利用し けしなければ	
[西条市行政財産の使用料徴収条例]			1 公園施設を設ける場合) V /A	#0 00	/+ ID 161	別表第3(第	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	I		il	第10条関係)			
(使用料) 第3条 使用料は、年額で定める。ただし	、 使用期間	が1年に満 <i>た</i>	目 的 売店その他これに類するもの	単 位 1平方メートル	期間	使用料 3,800円	公園施設を	分	単 位 1平方メートルに	使用料	区の関節説を	設ける場合 売店その他これに類する		使用料(円)	
ない場合については、月割をもって算知			2 公園を占用し、又は公園にお		<u> </u>	3,000[]	設ける場合	売店その他これに類するもの	つき1日	25円	ム西川地東を	起りる場合 元店での他これに類りを	日につき	19	
(土地使用料算定基準)				単位		使用料	公園を占用	鉄柱及びコンクリート柱		680円	町が設置す	- る公園施設 ″	1平方メートル1	400	
第4条 土地の使用料は、第2条の規定に				1基	1年	1,000円	し、又は公園	電柱(支柱支線は各1本とする。)		680円	を管理する	場合	月につき	180	
5を乗じて得た額とする。ただし、別表			お1住电位(文献行は1年とする。)	1本	1年	1,000円	において行	電話柱(電柱であるものを除く。)	1本につき1年	250円	都市公園	鉄柱及びコンクリート柱	1本につき1	1,200	
物件を設置する目的で使用するときは、に定めるところによる。	当該別表第1	及ひ別表第2	第2性単位(又級性は1半とする。)	1本	1年	1,600円	為をする場	第1種電気通信事業のもの 共架電柱		180円	を占用す	電柱(支柱支線は各1本とする。)	年	1,200	
(建物使用料算定基準)			第3種電柱(支線柱は1本とする。)	1本	1年	2,200円	合	その他のもの		480円	る場合	電話柱(電柱であるものを除く。)		690	
第5条 建物の使用料は、第2条の規定に	より算出した	額に100分の	第1種電話柱	1本	1年	930円	4	郵便差出箱	1個につき1年	250円		共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル	7	
5.5を乗じて得た額とする。	. , , , , , , , ,	HX1-1003	弗2種電話性	1本	1年	1,500円	4	公衆電話所		620円		地下電線その他下空に設ける線類	につき1年	4	
別表第1(第4条関係)			第3種電話柱 共架電線その他上空に設ける線類	1本 1メートル	1年 1年	2,100円	-	競技会、集会、展示会、博覧会、その他これらに類する催しをするた	1平方メートルに			郵便差出箱 公衆電話所	1個につき1 	450 1,100	
物	件 単 位	使 用 料		1月1日	1年	1,400円	1	め設けられる仮設工作物及び占用	つき1日	5円		□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	1平方メートル	1,100	
電柱 3条以下の電線を支持するもの	1本につき	1,000円	地質、水質等を調査するための施設	I III	1月	440円	-	し公園を利用するもの	20.1			広告塔等	につき1月	110	
4条又は5条の電線を支持するもの	1年	1,600円		1平方メートル	1日	44円	-	露店	1平方メートルに	25円	都市公園	行商、募金その他これに類する行為をす	1人1日につ	070	
6条以上の電線を支持するもの		2,200円			''	441 J	4	興業	つき1日	25円	において	る場合	ਣੇ	370	
その他の柱類(電話柱を除く。)		72円	事用施設	1平方メートル	1月	440円		広告塔等	1平方メートルに	220円	行為する	業として行う写真の撮影常時	1月につき	370	
共架電線その他上空に設ける線類(電話線を除く。)	長さ 1 メートルノ		土石、竹木、瓦その他の工事用材料	1平方メートル	1月	440円		MDAG	つき1月	22013	場合	臨時	1日につき	40	
地下埋 外径0.1メートル未満のもの 設物 外径0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	つき1年 	48円 72円	募金その他これらに類する行為 第金をの他これらに類する行為	1時間		1,500円	1					業として行う映画の撮影	1時間につき	620	
外径0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		95円	業として行う写真の撮影	1平方メートル	1日	44円]					興行	1平方灯1	10	
外径0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		190円	業として行う映画の撮影	1時間]	1,500円						현산소 모구스 排탕소 호호스 155	日につき	-	
外径0.4x-トル以上1x-トル未満のもの		480円	競技会、集会、展示会、博覧会その									競技会、展示会、博覧会、音楽会、撮影 会その他これらに類する催しのため者			
外径 1 メートル以上のもの		950円	他これらに類する催しをするため	1平方メートル	1日	10円						芸その他これらに類する催しのため自 市公園の全部又は一部を独占して使用		3	
備考 電柱に他の占用者が電話線を添架した場	場合は、電柱の	ほか、電話村		1 / /3/- 1//		.013						する場合			
として別表第2を適用する。			ため公園を利用すること	475-2-18	4.5		-				`	(省略)		•	
別表第2(第4条関係)			露 店		1日	44円	-				公園を	占用する場合で、占用の形態の如何]にかかわらず、	消費税法の	
物件单位及			選	1平方メートル	1日	44円	4				規定によ	り、許可期間1月未満のものは占用	料の額に1.05を	乗じて得た	
電話柱電気通信事業法が	行令別表第1によ	こる。	1 使用料の額が年額をもって定めら	れている場合	その使用	用期間が1年★						、ただし、その額に円未満の端数か	「生じた場合は、	これを切り	
電話ボックス		4 /22 5	満のもの又は1年未満の端数が生じた								捨てるも	のとする。			
テレホンカード自動販売機 占用面積1平方メー	小につき1年	1,400円	は1月とする。)で算出する。	:= : : : : : : : : : : : : : : : : :											
			2 使用料の額が月を単位として定め	られている場合	は、その	使用月額によ	:								
			り算出する。ただし、その使用期間	に1月未満の端	数が生じ	たときはその									
			月の現日数に応じて日割計算により	で算出する。											
			(次ページに続く)												

協議項目使用料・手数料等の取扱	นา(その 3)		細 項 目 使用料			
事務事業名 都市公園の使用料(占用領	等)		専 門 部 会 名	都市計画部会	分科会名	都市計画分科会
調整方針						
西条市	事 務 事 業 東 予 市	の現 丹原町	況	小松町		具体的な調整内容
	(続き) 3 使用料の額が平方メートル単位として定められている場合において1平方メートルに切上げて使用料を算定する。 4 前各号により計算して得た使用料の額が10円未満の端数がある場合には10円に切上げ計算する。 5.6,7,8,9,10,11 (省略)					

道路法施行令

別 表(第19条の2関係)

占用物件		占用科					
		単位		所在地			
		+ IM	甲地	乙地	丙地		
法第 32 条第 1 項	第1種電柱	一本につ	2,200	1,000	770		
第1号に掲げる	第2種電柱	き1年	3,400	1,600	1,200		
工作物	第3種電柱		4,700	2,200	1,600		
	第1種電話柱		2,000	930	690		
	第2種電話住		3,200	1,500	1,100		
	第3種電話柱		4,500	2,100	1,500		
	その他の柱類		150	72	53		
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メ	20	10	7		
	地下電線その他地下に設ける線類	ートルに つき 1 年	10	5	4		
	路上に設ける変圧器	1個につ き1年	1,500	700	520		
	地下に設ける変圧器	占用面積 1平方メ ートルに つき1年	1,000	480	360		
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆 電話所	1個につ き1年	3,100	1,400	1,100		
	郵便差出箱		1,300	600	450		
	広告塔	表示面積 1平方メ ートルに つき1年	26,000	4,400	1,100		

	その他のもの		占用面積	3,100	1,400	1,100	
			1平方メートルに				
			つき 1年				
法第 32 条第 1 項	外径が 0.1 メートル未満のも	<u></u>	長さ1メ	100	48	36	
第2号に掲げる 物件	外径が0.1 メートル以上0.15 のもの	メートル未満	ートルに つき 1 年	150	72	53	
	外径が0.15 メートル以上0.2 のもの	メートル未満		200	95	71	
	外径が 0.2 メートル以上 0.4 2 のもの	メートル未満		410	190	140	
	外径が 0.4 メートル以上 1 メ もの	ートル未満の		1,000	480	360	
	外径が1メートル以上のもの)		2,000	950	710	
法第 32 条第 1 項第	93号及び第4号に掲げる施設	占用面積	3,100	1,400	1,100		
法第 32 条第 1 項 第 5 号に掲げる	地下街及び地下室	階数が1の もの	1平方メートルに	A に 0.003	を乗じて得	た額	
施設		階数が2の もの	つき 1年	A に 0.005 を乗じて得た額			
		階数が3以 上のもの		A に 0.006 を乗じて得た額			
	上空に設ける通路	1		17,000	2,900	710	
	地下に設ける通路			8,700	1,500	360	
	その他のもの			3,100	1,400	1,100	
法第32条第1項 第6号に掲げる	祭礼、縁日等に際し、一時的 に設けるもの	占用面積 1 平 ルにつき 1 E		260 44 1			
施設	その他のもの	占用面積 1 円 ルにつき 1 月		2,600	440	110	
第7条第1号に 掲げる物件	看板(アーチであるものを除 く。)	一時的に設けるもの	表示面積 1平方メ ートルに つき1月	2,600	440	110	

標識	· ·	その他のも の	表示面積 1平方メ ートルに つき1年	26,000	4,400	1,100
	· ·	(U)	ートルに			
	<u> </u>					
	į		ノマーチ			
	ŧ					
			1本につ	2,500	1,100	850
			き1年			
旗ざ	お	祭礼、縁日	1本につ	260	44	11
		等に際し、	き1日			
		一時的に設				
		けるもの				
		その他のも	1 本につ	2,600	440	110
		Ø	き1月	,		
幕(多	第7条第2号に掲げる工	祭礼、縁日	その面積	260	44	11
事用	施設であるものを除	等に際し、	1平方メ			
<.)	一時的に設	ートルに			
		けるもの	つき 1日			
		その他のも	その面積	2,600	440	110
		Ø	1平方メ			
			ートルに			
			つき 1月			
アー	·チ	車道を横断	一基につ	26,000	4,400	1,100
		するもの	き1月			
		その他のも		13,000	2,200	540
		o				
第7条第2号に掲げる	工事用無設及び同条第3号 工事用無設及び同条第3号	号に掲げる工	占用面積	2,600	440	110
事用材料			1平方メ			
第7条第4号に掲げる側		号に掲げる施	ートルに	310	140	110
設			つき 1月			
第7条第6号に 建築	物	階数が1の	占用面積	Aに 0.005	A に 0.006	A に 0.008
掲げる施設並び		もの	1平方メ	を乗じて	を乗じて	を乗じて
に同条第7号に			ートルに	得た額	得た額	得た額
掲げる施設及び		 階数が2の	つき 1 年	Aに 0.006	A に 0.009	A に 0.011
自動車駐車場		もの		を乗じて	を乗じて	を乗じて
				得た額	得た額	得た額

			_			
		階数が3の もの		A に 0.008 を乗じて 得た額	A に 0.011 を乗じて 得た額	A に 0.015 を乗じて 得た額
		階数が4以上のもの		A に 0.009 を乗じて 得た額	A に 0.013 を乗じて 得た額	A に 0.016 を乗じて 得た額
	その他のもの			A に 0.005 を乗じて 得た額	A に 0.006 を乗じて 得た額	A に 0.008 を乗じて 得た額
第7条第8号及 び第9号に掲げ る施設	上空、トンネルの上又は高速 自動車国道若しくは自動車 専用道路(高架のものに限	階数が1の もの	A に 0.005 を乗じて 得た額		A に 0.006 を乗じて 得た額	A に 0.008 を乗じて 得た額
	る。)の路面下に設けるもの	階数が2のもの		A に 0.006 を乗じて 得た額	A に 0.009 を乗じて 得た額	A に 0.011 を乗じて 得た額
		階数が3の もの		A に 0.008 を乗じて 得た額	A に 0.011 を乗じて 得た額	Aに0.015 を乗じて 得た額
		階数が4以上のもの		A に 0.009 を乗じて 得た額	A に 0.013 を乗じて 得た額	Aに0.016 を乗じて 得た額
	その他のもの		A に 0.018 を乗じて得た額			

備考

. 金額の単位は、円とする。

. 所在地とは、占用物件の所在地をいい、その区分は、次のとおりとし、各年度の初日後に占用物件の所在地の区分に変更があつた場合は、同日におけるその区分によるものとする。

甲地、都の特別区の存する区域並びに札幌市、仙台市、千葉市、船橋市、川崎市、横浜市、相模原市、 浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、東大阪市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊 本市及び鹿児島市の区域をいう。

乙地帯の区域で甲地以外のものをいう。

丙地町及び村の区域をいう。

. 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち六条以上の電線を支持するものをいうものとする。

. 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の遺伝又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は五条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。 . 井架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

表示面積とは、広告等又は看板の表示部分の面積をいうものとする。

. Aは、近傍類似の土地(第7条第8号及び第9号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地)の時価を表すものとする。

. 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。

. 占用科の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもつて計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、 占用科の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1 月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。

											· · ·			
協議項目	用料・手数	料等の取扱	別(その3)					紅	項	目	使用料			
事務事業名	定外公共物	の使用料						典	引門 部 会	会名	建設部会	5.	分科 会 名	建設分科会
調整方針	·定外公共物	の使用料は	こついては、新市の道路占用料	外について	定める条	例の規定を準用する	' o							
			事務	事		業 の	現		況					具体的な調整内容
西条	市		東予	<u></u> 市		丹	- 原	町			小 松	町		共体的は調金の合
[西条市公共物管理条例] (使用料)			[東予市公共物管理条例] (使用料)			[丹原町公共物管理条例] (使用料)				[小松町公(使用料)	共物管理条例]			新市の道路占用料について定める条例の規定を準用する。
(使用41) 第10条 市長は、使用者から、使用	料を徴収する		(ほ用料) 第10条 市長は、使用者から、使用料を	- 徴収する		,	1頃の許可を	受けた者から	使田料を徴	(10 00 10 1 1)	「長は、使用者から、使用料?	を徴収する。		のる未例の規定を学用する。
		条例第2条の規	2 東予市道路占用料徴収条例第3条の		の使用料の額		12,0041.16	X177C G 13 3	(DC/1311 C 12A		中の額については、小松町道路		条例第3条の規	
定を準用する。		23(1)32(32)3	について準用する。	790AC104(133-X	~ 127131 T ~ 127	パンプ。 2 丹原町道路占用料徴収	双条例第3条の	規定は、前項	の使用料の額			1 H / 13 1 1 1 - 1 / 1 / 1 / 1	1 1 1 1 2 1 2 2 3 1 2 2 7 7 1	
3,4,5 (省略)			3 , 4 , 5 (省略)			について準用する。		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	127.31 1 127	3,4,5	• •			
						3 (省略)				, 附則	(/			
(経過措置)			(経過措置)			附則				(経過措置)			
2,3 (省略)			2,3 (省略)			(経過措置)				2,3 (省				
4 第10条第2項の規定にかかわら	ず、平成16年度	までの使用料の	4 第10条第2項の規定にかかわらず、	平成16年度ま	での使用料の	2,3 (省略)				4 第10条	・ 発第2項の規定にかかわらず、	平成16年度ま	での使用料の	
額については、愛媛県法定外公	共用財産使用条例	列の規定を準用	額については、愛媛県法定外公共用販	産使用条例第	第8条の規定を	4 第10条第2項の規定に	かかわらず、	愛媛県法定外	公共用財産使	額につい	1ては愛媛県法定外公共用財	産使用条例の	規定を準用す	
する。			準用する。			用条例第8条の規定は、	平成18年3月	31日までの使	用料の額につ	る。				
[西条市道路占用料徵収条例]			[東予市道路占用料徵収条例]			いて準用する。				[小松町道	路占用料徴収条例]			
(占用料の額)			(占用料の額)			[丹原町道路占用料徴収条	例]			(占用料の	額)			
第2条 占用料の額は、別表占用料	の欄に定める金	額に、法(道路	第3条 占用料の額は、別表のとおりと	する。		(占用料の額)				第3条 占	用料の額は、別表のとおりと	する。		
法)第32条第1項若しくは第3項の	規定により許可	をし、又は法第	2 別表によりがたいもの及び特別に	事由のあるナ	場合の占用料	第3条 占用料の額は、別	表のとおりと	:する。		2 別表1	こよりがたいもの及び特別に	事由のある	場合の占用料	
35条の規定により協議し、同意	た占用の期間に	ニ相当する期間	は、その事件につき市長が別に定める	5.		別表(第3条関係)				は、その)事件につき町長が別に定める	ప 。		
を同表占用料の単位の欄に定め	5期間で除して行	昇た数を乗じて	別表(第3条関係) 道路占用料表	単位	円	占 用 物	件	単 位	占 用 料	別表(第3条	(関係) 道路占用料金	表		
得た額とする。ただし、当該占人	目の期間が翌年月	とと とりましょう ほくしょう ほくしょ しょく はんしょ という はんしょ という はんしょ しょく はんしょ しょく はんしょ しょく はんしょく はんしょう はんしょう はんしょう しょく	占 用 物 件	単 位	占 用 料	法第32条第1項第1号に掲げる工作	F物	法施行令別	法施行令別	占	用 物 件	単 位	占 用 料	
場合においては、同表占用料の				法施行令別	法施行令別	法第32条第1項第2号に掲げる物件	‡	表(第19条の	表(第19条の	法第32条第	項第1号に掲げる工作物	法施行令別	法施行令別	
ける占用の期間に相当する期間:			法第32条第1項第2号に掲げる物件	表(第19条の	表(第19条の	法第32条第1項第3号及び第4号に	掲げる施設	2関係)に準	2関係)の占	法第32条第	項第2号に掲げる物件	表(第19条の	表(第19条の	
る期間で除して得た数を乗じて行			法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	2関係)に準	2関係)の占	法第32条第1項第5号に掲げる施設	Д	拠。	用料の額に	法第32条第	項第3号及び第4号に掲げる施設	2関係)に準	2関係)の占	
別表(第2条関係) 道路占用	料表 単·	<u>位</u> 円	法第32条第1項第5号に掲げる施設	拠。	用料の額に	法第32条第1項第6号に掲げる施設	Ţ.		準拠。	法第32条第	項第5号に掲げる施設	拠。	用料の額に	
占 用 物		占 用 料	法第32条第1項第6号に掲げる施設		準拠。	法施行令第7条第1号に掲げる物件	‡		丙地(町及び	法第32条第	項第6号に掲げる施設		準拠。	
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	法施行令別	法施行令別表	法施行令第7条第1号に掲げる物件		乙地(市の区	/仏池门マカバボカとうに到りる工	事用施設及び同		村の区域)	法施行令第	7条第1号に掲げる物件		丙地(町及び	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	表(第19条の	(第19条の2関	法施行令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同		域で甲地以	条第3号に掲げる工事用材料、同条	条第4号に掲げる			法施行令第	7条第2号に掲げる工事用施設及び同		村の区域)	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	2関係)に準	係)の占用料の	条第3号に掲げる工事用材料		外のもの)	仮設建築物及び同条第5号に掲げ	る施設			条第3号に掲	引げる工事用材料			
法第32条第1項第5号に掲げる施設	拠。	額に準拠。	法施行令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同			法施行令第7条第6号に掲げる施設	殳並びに同条第7			法施行令第	7条第4号に掲げる仮設建築物及び同			
法施行令 看板(ア 一時的に設けるも	<u> </u>	乙地(市の区域	条第5号に掲げる施設			号に掲げる施設及び自動車駐車場	5			条第5号に掲	引げる施設			
第7条第1 ーチであ その他のもの		で甲地以外のも	法施行令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7			法施行令第7条第8号に掲げる休憩	息所、給油所及び			法施行令第	7条第6号に掲げる施設並びに同条第7			
号に掲げ るものを		の)	号に掲げる施設及び自動車駐車場			自動車修理所				号に掲げる	施設及び自動車駐車場			
る物件 除く。) 電柱又は電話柱に	添架 表示面積1平	1,540円	備考			備考				備考				
の巻付看板	方メートルにつ		1 アーケードについては、占用料の額の80%	6を減額する。		1 金額の単位は円とする。				1 消費税法	の規定により占用形態の如何に	かかわらず、許	F可期間1月未満	
電柱又は電話柱に	添架 き1年	3,080円	2 電柱、電話柱、軌道柱、街灯、消火栓標詞	戦又はバス・軌法	道の停留所標識	2 A(土地の価格)は、固定資産	産税評価額とす	⁻ る。		のものは、	占用料の額に1.05を乗じて得た	額とする。ただ	し、その額に円	
の袖付看板		N. 16 (-) -:	に添架された広告(以下「添架広告」という	。)及び建物、	へい、その他道	3,4,5,6 (省略)				未満の端数	なが生じた場合は、これを切り捨	てるものとする	0	
標識	1本に付き1年	_	路区域外の工作物又は物件に添架され、道	路区域内に突出	出する広告のう	7 占用料が年額で定められて	こいる占用物件	については、と	5用期間に1年未					
アーチ 車道を横断するも) 1 基につき1月	(第19条の2関	5, Regulierano Cirio do las Limita	の額の30%を洞	(額する(添架広	満の端数がある場合は月割計	†算とし、なお′	月未満の端数が	がある場合は1月	愛媛県法	t定外公共用財産使用条例関係	系部分は別紙の	のとおり。	
その他のもの		係)の占用料の				として計算する。								
法施行令第7条第2号に掲げる工事用施設及	♪同 法施行令別 	領に年拠。乙地	3 前2号において、占用料を減額した結果1F	日未満の端数が:	生じたときは、			について、占月	月期間に1月未満	i				
条第3号に掲げる工事用材料 		(市の区域で甲	, xx, 12 c 11, 12, 17, 0 0 11 c 7, 0 0			の端数がある場合は切り上げ								
		地以外のもの)	4,5,6,7 (省略)			9 占用面積若しくは長さにつ		定めのある単位	に満たない端数	1				
(# +*	拠。		8 表示面積、占用面積若しくは占用物件の				· · · ·							
備考			若しくは1メートル未満であるとき、又はこれら					きは、100円とし	ノ、100円を超え	-				
1,2,3,4 (省略)		+ 7	│ Nu若しくは1メートル未満の端数があるときは、 │ ★■・・・★■	1半方メートル又は	メートルとして計算	6場合は10円未満の端数は切り 	り捨てる。							
5 A(土地の価格)は、近傍類似の土地の			するものとする。			五極同体ウリ 八世 中間 子		えかハユロル	on 1. +h 12					
6 表示面積、占用面積若しくは占用物	+の単慎右しくはも	ぇさか1半万スートル				■ 愛媛県法定外公共用財産	EI史用余例関	系部分は別紙(のとおり 。					
(次ページに続く)			(次ページに続く)			1								1

協 議 項 目 使用料・手数料等の取扱	い(その3)		細 項 目	使用料		
事務事業名 法定外公共物の使用料			専門部会名	建設部会	分科会名	建設分科会
調整方針						
T 42 +		業 の 現 <u>現 </u>	況	.l. #/\ mT		具体的な調整内容
西条市 (続き) 若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方 メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又はメートルとして 計算するものとする。 7 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。 8 占用料の額が100円に満たない場合は、100円とし、100円を超える10円未満の端数は切り捨てるものとする。 愛媛県法定外公共用財産使用条例関係部分は別紙のとおり。		丹 原 町		小松町		

愛媛県法定外公共用財産使用条例

(使用料)

第8条 知事は、第3条第1項の許可を受けた者から、別表に定める使用料(以下「使用料」という。) を徴収する。

- 2 知事は、特に必要と認める者に対しては、その使用料を減免することができる。
- 3 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、第6条第2項の規定により許可を取り消した場合 その他知事が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(市町村の条例との関係)

第10条 市町村が法定外公共用財産の管理に関し条例を制定し、これを行う場合には、当該市町村の区域内の法定外公共用財産については、この条例の規定は、適用しない。

別表(第8条関係)

使用料

種目	金	摘要	
	市の区域	町村の区域	
耕作地	1平方メートルにつき	1平方メートルにつき	
	年額 6円	年額 5円	
ゴルフ場	1平方メートルにつき	1平方メートルにつき	
	年額 6円	年額 6円	
養魚場	1平方メートルにつき	1平方メートルにつき	
	年額 25 円	年額 18 円	
鉄道軌道その他これに類するもの	1平方メートルにつき	1平方メートルにつき	
	年額 25 円	年額 18 円	
木材けい留場、貯木場	1平方メートルにつき	1平方メートルにつき	
	年額 37 円	年額 31 円	
看板	看板の面積 1 平方メート	看板の面積1平方メート	
	ルにつき	ルにつき	
	年額 630円	年額 500円	
広告塔	広告の面積 1 平方メート	広告の面積 1 平方メート	
	ルにつき	ルにつき	
	年額 630 円	年額 500 円	
電柱	1本につき		支柱及び支
	年額 250円	年額 190円	線を含む。
その他の柱類	1本につき	1本につき	
	年額 500円	年額 380 円	
送電塔	1基につき	1基につき	
	年額 760 円	年額 630 円	

漁業用	 敷地		1平方メートルにご		1平方メートルにつ	Dき	
			年額	1円	 年額	1円	
けい船	< 6 1		1本につき		1本につき		
			年額	250 円	年額	190 円	
	径口 0.2 メートル未満のもの		1 メートルにつき		1メートルにつき		
±+, ~,-			年額	25 円	年額	18 円	
諸管の埋	径口 0.2 メー	- トル以上 0.5 メ	1メートルにつき		1メートルにつき		
架設	ートル未満の	のもの	年額	50 円	年額	37 円	
1	径口 0.5 メー	- トル以上のもの	1メートルにつき		1メートルにつき		
			年額	75 円	年額	62 円	
		一時的なもの	1平方メートルにご	つき	1平方メートルにつ	Dき	
7 0	工作物を伴		年額	37 円	年額	31 円	
その他の	うもの	その他のもの	1平方メートルにご	つき	1平方メートルにつ	き	
土地		C 05	年額	50 円	年額	37 円	
		一時的なもの	1平方メートルにご	つき	1平方メートルにつ	Dき	
	工作物を伴		年額	25 円	年額	18 円	
	わないもの	その他のもの	1平方メートルにつき		1平方メートルにつ	き	
		ره و دو ادو د	年額	31 円	年額	25 円	
その他	のもの		類似の種目に準じて知事の定める額				

備考

- 1 使用の期間が1月未満のものにあっては、この表の規定にかかわらず、同表に規定する金額に103分の105を乗じて得た額(1円未満切捨て)を同表に規定する金額とする。
- 2 1件の許可処分が市の区域と町村の区域に係る場合は、市の区域の使用料を徴収する。
- 3 面積又は長さにおいてこの表に定める単位に満たない端数を生じた場合は、これを切り上げて計算 する。
- 4 使用の期間が1年に満たない場合はこの表に掲げる金額の12分の1を1月の金額とし、その期間が1月に満たない場合はこれを1月とみなして計算する。
- 5 1件の使用料に1円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。
- 6 1件の使用料が100円未満の場合は、100円とする。

41

協 議 項 目 使用料・手数料等の取扱	吸い(その3)	細 項 目	使用料	
事務事業名 市所有港湾施設の使用料	斗	専門 部 会 名	建設部会	分 科 会 名 建設分科会
調 整 方 針 市所有港湾施設の使用料	¥については、東予市の例により調整する。			
西 条 市	事 務 事 業 の 東 予 市 円			
[西条市行政財産の使用料徴収条例] (使用料) 第3条 使用料は、年額で定める。ただし、使用期間が1年に満た ない場合については、月割をもって算定した額とする。 (土地使用料算定基準) 第4条 土地の使用料は、第2条の規定により算出した額に100分の 5を乗じて得た額とする。(以下省略)	[東予市港湾施設の設置及び管理条例] 該当なし (使用料) 第11条 施設の使用料は、次のとおりとする。 施 設 名 単 位 使 用 料 上 层 長期使用1月1平方メートルにつき 310円	該当社		東予市の例により調整する。

使用料・手数料等の取扱いに関する法令

地方自治法(昭和22年 法律第67号)

(使用料)

第225条 普通地方公共団体は、第238条の4第4項の規定による許可を受けてする行政 財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

(旧慣使用の使用料及び加入金)

第226条 市町村は、第238条の6の規定による公有財産の使用につき使用料を徴収することができるほか、同条第2項の規定により使用の許可を受けた者から加入金を徴収することができる。

(手数料)

第227条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

(分担金等に関する規制及び罰則)

- 第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務(以下本項において「標準事務」という。)について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。
- 2 分担金、使用料、加入金及び手数料の徴収に関しては、次項に定めるものを除くほか、条例で5万円以下の過料を科する規定を設けることができる。
- 3 詐欺その他不正の行為により、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れた者については、条例でその徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する規定を設けることができる。

(分担金等の徴収に関する処分についての不服申立て)

- 第229条 第138条の4第1項に規定する機関がした使用料又は手数料の徴収に関する処分に不服がある者は、当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができる。
- 2 前項に規定する機関以外の機関がした分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する 処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合に おいても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

- 3 分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分についての審査請求又は異議申立てに関する行政不服審査法第14条第1項本文又は第45条の期間は、当該処分を受けた日の翌日から起算して30日以内とする。
- 4 普通地方公共団体の長は、前項の処分についての審査請求又は異議申立てがあったときは、 議会に諮問してこれを決定しなければならない。
- 5 議会は、前項の規定による諮問があった日から20日以内に意見を述べなければならない。
- 6 第4項の審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定を受けた後でなければ、第3項の 処分については、裁判所に出訴することができない。

43

先 例 地 の 事 例

〔篠山市〕

使用料及び手数料については、原則として現行のとおりとする。ただし、新町における住民の 一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平性の原則から、適正な料金のあり 方等について、新町において引き続き検討する。

- (1)幼稚園保育料については、西紀町及び今田町の例による。
- (2)一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業許可申請手数料については、篠山町の例による。
- (3)保育所保育料については、国の保育料徴収金基準額表を参考として、合併時に調整する。
- (4)国民健康保険直営診療所使用料及び手数料については、篠山町の例による。

〔西東京市〕

2市で差異のある使用料、手数料等については、次のとおり取扱うものとする。

学校施設使用料及び公園使用(占用)料については、田無市の例による。

清掃手数料については、原則田無市の例により調整する。

事務手数料については、現行単価を基準として統一を図る。

保育料については、負担の軽減を図る方向で調整する。

学童クラブ育成料及び間食費については、田無市の例により調整する。

〔さぬき市〕

使用料及び手数料については、原則として現行のとおりとする。ただし、新市における住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平性の原則から、適正な料金のあり方等について、新市において引き続き検討する。

〔周南市〕

新市の速やかな一体性の確保や住民負担に配慮し、2 市 2 町で同一又は類似の施設の使用料については、可能な限り統一に努めるものとする。

ただし、差異の著しいものや事情により調整の困難なものは、当分の間現行どおりとする。 また、手数料については、可能な限り統一に努めるものとする。

[宇摩合併協議会]

新市における住民の一体性の確保を図るとともに、受益者負担のあり方、負担の公平性、あるいは財政状況を勘案しながら、使用料については、4市町村間で同一又は類似の施設の使用料について可能な限り統一に努めるものとする。

また、手数料についても、可能な限り統一に努めるものとする。

[南宇和合併協議会]

施設使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については可能な限り、合併後随時に調整する。

手数料(その1)については、住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、「負担の公平性の原則」により、合併時に統一する。

[かみうけな合併協議会]

使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については可能な限り統一する。

手数料については、原則として4町村におけるこれまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則 を基本に、サービスに対する適正な負担額を決定し、合併時に統一に努めるものとする。

〔新居浜市・別子山村合併協議会〕

- 1 使用料については、原則として当面現行どおりとする。ただし、公民館及び火葬場の使用料 については、新居浜市の制度に統一する。
- 2 手数料については、新居浜市の制度に統一するものとする。
- 3 道路占用料については、新居浜市の制度に統一するものとする。

44